

○引上り医療費国庫負担に関する請願（第四八〇号）

○墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に関する請願（第五二〇号）（第五二二号）（第五三三号）（第五六二号）（第五六三三号）（第六三六号）（第六八四号）（第六八五号）（第六八九号）

○身体障害者の福祉拡充に関する請願（第五八二号）

○国立ろうあ者更生指導所の施設充実等に関する請願（第六三七号）

○厚生行政における部落解放政策樹立に関する請願（第六九七号）

○労働行政における部落解放政策樹立に関する請願（第七〇一号）（第七〇二号）（第六六七号）

○小児マヒ対策促進に関する請願（第七九八号）

○陸中海岸国立公園地域を拡大し三陸沿岸一帯の追加指定に関する請願（第九四四号）

○在日米軍に対し保安解雇救済の神奈川地労委命令履行要求に関する請願（第九九六号）

○部落解放政策樹立促進に関する請願（第一〇三三号）

○し尿処理場並びにじんあい焼却場設置事業費国庫補助増額等に関する請願（第一〇一四号）

○継続審査要求に関する件

○継続調査要求に関する件

○委員派遣要求に関する件

○委員長（谷口弥三郎君） ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

まず、国民年金法の一部を改正する法律案（閣法第一三三号）、年金福祉事業団法案、児童扶養手当法案、通算年金通則法案、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案、を一括して議題といたします。

御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○坂本昭君 きのうから年金福祉事業団の問題についてお尋ねして参りましたので、最後に一点だけ、一番最後にきのお尋ねしたのですが、事業と金融と分離していくつもりであると、そういう御答弁がありました。現在、厚生年金の積立金を使っているいろいろな施設を作っております。それからまた、新宿には有名な厚生年金会館と、こういったものもあります。これらの運営の内容についてはまた別の機会にお尋ねしたいと思いますが、将来こういう年金の積立金に直接関係して作られていくところのいろいろな福祉施設、こうしたものの運営についてどういう方針を持っておられるか、この際承っておきたいと思っております。

○説明員（山本浅太郎君） お答え申し上げます。

現在御指摘のようなものとしたしましては、厚生年金、全社連、船員保険会等の団体がございまして、それに運営をお願いしているような格好でございます。が、このような形にもそれなりの運営上の妙味はあると思っております。が、将来の姿を考えたしましては、やはり事業団に類したような組織を考えたいくほうが国の施設を管理する形としてはより合理的であろうというように見解で、現在そういう方向で検討をいたしているところでございます。

○委員長（谷口弥三郎君） 速記をとめて。

【速記中止】

○委員（谷口弥三郎君） 速記を始め

て。

○藤田藤太郎君 大臣に私は承っております。きのことですが、国民年金の問題で一つだけ、もう時間も何ですから……この拠出年金に未加入の人がだいたいあるようです。七月末二百五十万人ということをお願いしている、正確かどうかかわかりませんが、年金の問題は未加入です。このように人々に福祉年金の問題は考えてやってもいいんじゃないか、考えるというところではないのか、今話したような福祉年金、母子年金そのほかあるわけですが、福祉年金の問題は、私はこの拠出制であるなしにかかわらず、社会が保障するという建前に立って、これは共済制度のような格好の年金制ですけれども、福祉年金は、これは別個に独立して社会が保障するという格好で考えていいのじゃないか、こう思いますが、どうですか。

○国務大臣（藤田弘吉君） 福祉年金は、御承知のように、現在の法制の建前から申しますと、拠出年金制度のま

あ補完的機能を果たしているものと思

うのでありまして、被保険者であるとい

うことを前提といたしましてこの制

度ができているように思いますので、

お尋ねのような扱いは、別な制度を考

えればまた別でございましてけれども、

今のような建前から申しまして取り扱

いがむずかしいのではないかと私は考

ていくかということについては、いろいろ議論があるところだと私は思っています。しかし、思想としては福祉年金というものは、むしろ社会が保障していくという概念にむしろ入るべきものではないか、無拠出ですからね。そういうものを拠出制をやっているからという理由をつけてあげないという理屈は、少し社会保障の本源に

もとのものではないかと考えているわけなんです。今の法律によつて議論をすれば、この法律の建前はこうなっていますから、どうも工合が悪うござい

ますというお考えであれば、それはそれだと私は思う。しかし、福祉年金を無拠出として国が社会保障するとい

う社会保障制度の精神というものは、拠出年金であらうと、なからうと、私

はやるべき筋のものではなからうかと私は思う。そういう建前から今後進め

るべきではなからうか。社会保障がだ

んだん進んで参りますと、共済的なものからやはり国や、社会が保障する

という格好にだんだん進んでいってこそ

本来の社会保障だと私は思う。その精神でなくて、あくまで保険制度や、共

済制度という格好で社会保障をやって

いくというのでは、少しそれはうしろ向きではないか。前向きの形に

おいては、どの国でもとっておりま

すように、社会保障という格好のものは、国や、社会がその人の生活を保障

していく、貧乏になるのも、失業する

のも個人の責任でない、むしろ社会の責任だ、それが日本の憲法の大精神で

はなからうかと、こう思っています。か

ら、そういう考えにぜひ立って検討し

ていただきたいと思います。ただ、法律

がありますから、これはこの法律

に関連しているからどうの、このと

いうようなことだけで解決すべき問題

ではないと私は思う。こういうことを

申し上げたい。

○国務大臣（藤田弘吉君） 現行制度の

上に立ってものを考えますという、

基本的な問題に触れる要素があるよう

に思ふのであります。新しい立場に

立って立法論的に物事を考えていくと

いうことになれば、確かに検討の価値

がある問題であらうと思ふのでござ

います。厚生省としましては、御承知の

ように、各種社会保障制度について総

合調整というような問題も現に取り組

んでいるわけでございます。今お話に

なりましたような点に、制度といたし

まして重要な問題でございまして。十

分ひと検討させていただきますと思

います。

○坂本昭君 次に、それでは通算年金通則法案及び通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案、これに関連して、一つ二つ御質問いたします。

まず何いたいのことは、通算年金を受給するための原資になるものは、つまり従来の退職一時金相当額の中から必要にしてかつ十分な額が控除凍結され、そうして通算年金をたとえ一期でも、あるいはまた、何分の一期でも受けるに必要な期間だけ生存をして、そして死した場合は一期分またはその何分の一期分だけの通算年金を受け、それでおしまいとなる。まあ死んでしまえばそれまでという一つの問題点があります。そこで今回の拠出制年金と関連して実施されるこの通算年金制度の対象となる人、これが通算年金制度が適用される者の数を生命表の

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

の取り扱いも六十日以内、こういう
とになっているわけでありまして。で、
六十日以内ですつとやってきて、そ
うで支障がありませんのは、実はこれ
もう非常にふだんから縁の深いところ
でそれぞれ仕事をやっておりますの
で、退職をいたしますという、す
係りのほうからそのことを教えてや
仕組みが共済組合関係の制度ではでき
な事情からいたしまして、六十日にき
めます場合におきまして、関係制所
におきまして、これだけ日にちがあ
ばもう十分です、こういうことでき
まった日にちでございます。ほかの十
十日にきまつていふということと全
切り離して考えれば、これは六十日
あろうとあるいは九十日であらうと、
立法論としては十分考え得る問題で
ありますが、そういう事情があつて、
係の制度としてはこれは六十日でき
たい、こういうことできまつたもの
でございます。

○坂本昭君 次に通則法の十三条に
払いの問題が触れてありますが、通
年金の支払いのために統一した事務
理機関を早急に設置する必要がある
ではないか、そういう問題があります
が、この支払い事務についての統一
関を作ることにいつての見解をひと
伺つておきたい。

○政府委員(小山進次郎君) この
先生おっしゃるとおりでございます
て、いずれにしろ将来の問題として
当然これは一つの機関が取り扱うこ
が必要であらうと思ひます。一人の
が一生の間に三つないし四つの制度
関係を持つて、それぞれのところから
年金をもらふ、そういう場合に四つの

三

制度に対して関係を持つことをしない
で、一つの支払い機関に請求をすれば
すべて事が運ぶというようにするこ
とは非常に必要であらうと思ひます。
この論議をいたしますときも、いずれ
はそうしなけりやならぬという点に
ついては財務当局を除く関係各省、こ
れは全部意見が一致したわけであり
ます。まあ財務当局はそうなること
の問題があるからちよつと意見を留
保させてくれ、しかし、方向としては
かゝることになりまして、いろいろ
協議いたしました結果、それではま
だ支払い件数の少ないさしあたり
のところは最終の制度が受け持つて
いくことにしよう、しかし、将来の
向としては確かにそうだということ
で、先生御引用になりました十三
条に、特に「政令で定めるところに
より、政令で定める者に行なわせる
ことができる」としてその道を法律
の中に作っておく、こういうこと
になったわけでありまして、将来
なるべく早い時期に先生仰せのと
おりになつたといふのが関係制度
すべての念願でございます。

○坂本昭君 次の問題は、この通算
制度実施に要する事務費の問題です。
この制度を実施することによって、お
そらく各制度では給付事務が退職一時
金の受給者に関する限り、二倍以上に
ふえるという事はまあ明らかである
し、さらに通算年金、死亡一時金、返
還一時金、こういう新しい支給事務が
ふえるので、それに要する事務費とい
うものは相当莫大なものにならうか
と思われまふ。これに対する国庫補助
の問題ですね、これはどういふふう
にかという点であります。

○政府委員(小山進次郎君) これは当
然筋道として国庫が負担するといふこ
とが必要なものだと思つておるのであ
ります。現在でも公的年金制度の事
務費は国庫が負担しております。ただ
公共企業体の年金と、それから地方公
務員関係の年金だけは、この国庫負担
の仕方がやや迂回的になつておるま
す。その点明瞭になりたう場合が
あるわけでありまして、筋道としては
この種のもは全部国庫負担というこ
とで、現実にはこのために生ずる増加
費はそれぞれ国の方で出すという建
前のもとに、現に厚生年金について
もくわすかあります。若干これを要
求する、こういうふうなことになる
わけでありまして。

○坂本昭君 これは先ほどの支払いに
ついての統一機関を作る問題、それ
からこういう事務を統一し、また、国
がその事務費の補助をする問題、こ
れはまたあとで一括して大臣にちよ
つと伺いたいと思つていますが、も
う一つの問題は、通算年金額の実質
な価値を確保するための問題であり
ます。これはまあ国民年金の場合に
も、著しい経済の変動にあつてはこ
れを調整するといふふうになつてお
りますが、最初の掛金を掛けて四十
年あるいは四十五年後にあるとい
うことも普通に起こることです。そ
ういふ間の貨幣価値の問題、これを
どういふふうにかつていくか、これ
についての御答弁をいただきたい。

○政府委員(小山進次郎君) この点
は、先生仰せのごとく、実際に支払
を受けるべきの問題として当然登場
するわけでございます。で、これは筋
道としては、当然基本年金と同じよう

に、同じ割合で増額すべきであらう、
こゝまでは関係制度の考え方が一致
したわけでありまして。ただその増加
の費用を全額国にもうおんぶさして
しまふといふのが一般の議論であり、
それから幹事役を勤めておられた者
及び大蔵省当局の考え方としては、
それはそれはいくまい、やはりそれ
ぞれの制度が一般原則に従つて負担
をする、その結果もしその負担が過
当であるといふならば、そのことを
理由にして国から負担をもちやう
という筋道は出てくるであらう、し
かし、通算年金のものは、わしらは
知らぬといふ態度は、その制度も
とるべきぢやなからう、通算年金
についていふまでも自分の制度に
属した分の責任は持つていく、それ
よりのための緊切な問題として、そ
れぞれの制度で老齢年金の受給資格
期間を満たしてもらつてゐる人の
年金額の増額の問題といふのが現
に恩給でも出ておるべきけれども、
これは将来の問題としてはいふ
までも、それはちよつと出て参る
わけでありまして、それが、それと
同じに考えるべきであらう、こ
ういふことでこの点はきちん
とまだ関係省の間が意見が一致
していませんけれども、まあ方向に
ついては、そういうふうな方向で考
へるという了解があるわけであり
ます。

○坂本昭君 この際、大臣に三つば
かり伺つておきたいのですが、今の
通算の問題でも出てきたが、それ
から現在の政府の国民年金の場合
は、これはわれわれの言ふよりな
所得比例方式に従つた保険料では
ありません。しかし、厚生年金の
場合はこれは所得比例方式の、男
子の場合だと標準月収の千分の
三十五といふふうになつてゐる

んですが、大体、こうした社会保
障に關するものが保険制度をと
るというところについては、こ
れは私たちの社会党の方針とし
てもこれを支持してゐるもので
あります。多数の人たちの提出
によつて個人的な、経済的な不
幸を助けたいといふこと、そ
ういふ考えから保険制をとる、
そして、その保険制の中
では、健康保険の場合は千分の
六十三、これは一応は企業
主と労働者が折半、まあ組合
管掌の場合には企業主がはる
かに多い出す、これは労働協
約によつて変わつてきてゐる
ところもあります。それから
失業保険のような場合は千分の
十四、今の厚生年金に千分の
三十五、労災の千分の一から
千分の百二十五といふ、いろ
いろの違いはあるけれども、い
ずれも保険制をとつておる。そ
して、労災の場合は、これは
労災保険そのものの歴史的
事実からいへば、企業主が全
部負担してゐるわけですね。こ
ういふいろいろな制度の中で
保険制といふことは、私はいい
と思ひます。そして、私たち
はいわゆる構造改革論的に、
この労働者の側の保険料を減
減させていく、具体的に言へば
労働協約の前進に見合つて今
度は立法的にこれを措置して
いく、そして千分の六十三から
千分の五十にし、あるいは千
分の五十から十にし、五にし、
さらにゼロにしていく、こ
ういふ考えを私は持つておる
んです。これについてはおそ
らく政府の皆さんとしては、
保険制についてはわれわれと
同じ考え方だと思ひますが、
それに対する労働者の負担に
對する考

え、将来保険制度の中での国民の
負担する責任額、こういうもの
について大臣はどういふふう
に考へておられるか、ひとつ
御意見を聞かしていただ
きたいと思ひます。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 保険の
方式といふものは今お話にも
ありました。おりに、私はやは
り社会保障の一つのやり方と
して十分存在の意義があり、
今後ともこれを變えていくとい
ふような考え方は持つており
ません。ただ、今の負担の問題
でございますが、これも一面に
おいては制度の充実ははか
つていかなければならぬ、向
上をはかつていかなければなら
ぬといふ、いわゆる労働者の
諸君の実際の負担といふもの
が重過ぎる、こゝろいふふう
な姿が出て参りました。たと
うに、またそれに應じた考
え方、経済の成長、国民所得
の増大といふ場合に、被保険
者の諸君の所得の増大とい
ふこともやはり考へていかな
く、實質には、お出しになる
金は變へないけれども、負担
の割合といふふうな点からい
へば軽減されるというふうな
場合も、これは私はあり得る
と思ひます。やはりそのとき
、その時代に應じて、労働者
に過重な負担を掛けて、そ
うして保険制度を維持して
いくといふような考へ方は
もちろん私もとりません。け
れども、適正な負担はやはり
やつていただくかなければ
ならぬ、ことに、労働者の
諸君の所得の増大といふこ
とが私どもといたしまして
も大きな目標の一つであ
りますので、そういうことを
通じて、それに対する負担が
軽減せられると

いう場合も考えられることでございますし、一がいには言えないと、こういうふうに私は考えております。

○坂本昭君　まあこれは結局、薙尾さんの政治的ないろいろな思想や考えと私たちの考えの基本的な差になるのなので、ここではこれ以上深く議論しませう。ただ、軽減することもあり得るとか、そういう消極的な考えでははなはだわれわれとして困るので、私たちとしてはそういうふうな保険料を、労働者農民の側の負担をずっと減らしていく、最終的にはゼロにする、まあソビエトの場合はこれがゼロになっているわけですね、ゼロになったときからわれわれのほんとうの社会保障が発現していくというふうに考えておいて、そんな考えから福祉年金については、これは全力をあげてやっていきたい、そういう考えもわれわれのそういうものの見方から生まれてくるので、大臣のあなたのお考えだということ、なかなか福祉年金を今度一生懸命やってやろうと、いうようなお考えは出てこないの、そういう点はきょうここでは議論しません。

次に、保険料を取るといふと、結局積み立てられて一つの基金ができていく。特に年金の場合は莫大な積み立てができて、そして、この積立金を算術的に計算して、それに基づいて何年後に支払いをしていくというこの積立制の考えが出てくるわけですね。これについては私たちは、積み立てていって、その積み立てたもので払うんじゃないなくて、賦課方式をとれと、その時代の若い人たちに老人を直接見てやるという賦課方式をとるべきである、そういふ考えを持っておったので、こ

の際、今までのような積立式がいいか、賦課方式がいいか、実はほんとうの敬老といえますか、養老といえますか、皆さんの言われる孝行の精神、瀬尾さんも文部大臣をやっておられましたから、道徳問題には詳しいので、その敬老の精神から言うと、積立制度というものはおかしいと思う。自分で積み立てて自分の老後を見る。ちつとも養老

や敬老の精神がない。やはり現在のわれわれに賦課して、金持にはうんと賦課して、貧乏人には少なく賦課して、現在の年寄りを見てやる。そのほうが、私はほんとうの灘尾かつての文部大臣の道徳教育にもなっているのではないか。つまり積立制度か、賦課方式かについて原則的にどういうふうにお考えになつておられるか、ひとつ伺つておきたい。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 年金について今お述べになりましたような問題がやはり一つの大きな問題になっているのではないかと 생각합니다。ただ平凡に、単純にといいますか、あるいは実は高等数学が必要なのでございましょうが、そういう形で、おつしやるような積立式と申しますか、そういう形でいくのがよろしいのか、あるいはそのときに応じただけのものを、そのときに出して上げる、あるいはそれは將來の人の負担になるということもありましようが、そういう方式がいいいのか、こういう問題は、私は年金制度に対する一つの大きな問題点として論議せられているところと思うのであります。そういう問題があることは、私も実は聞いていたわけでございます。こういう問題について今私は実は自分としての結論は持っておりませんが、問

題があるものとして、私もまた厚生省
もかような問題については、今後とも
にやはり研究を続けるべきだ、こうい
う考え方をいたしております。今直ち
にどちらがどうかこうというふうな
結論を申し上げるだけの私には知識も
なければ、用意もないということを、
率直に申し上げておきたいと思いま
す。

○坂本昭君 それはどうも、年寄りを大事にするという道徳的な問題から言ふと、これは賦課方式のほうがいいのです。ほんとうの精神になつてゐるのです。大臣が知識もなければ、用意もないと言ふのは、はなはだこれは逃げ口上であつて、この点は事務当局はやはり事務的に懸命に努力しておられますが、理念としてはやはり政治の立場にある大臣としては十分検討していただきます。

以上のことから、保険料さらに積み立て、こういったことから、きのうもちょっと申し上げたわけですが、基金を統一する問題が出てくるわけです。各種の年金や健康保険、いろいろのものがあります。それを統一して、この通算年金のところでも問題になってくるわけです。ばらばらのものを、どこかで統一しなければいけない。行政的にも困る、事務的にも困る、また、財政的にも困る、こういう点でこれは一体将来どういう方向に持っていくか。実は私たちが野党の立場にありますけれども、いつでもかわって行政をとれるように検討いたしておりまして、私たちは社会保障省という考えを持っている。それは社会保障省というものの中でこれらの各基金をやはり統一していこう、統一してやって運営してい

こうという考えを持たないというのととてもこれはできないのですよ。今のうちに、熱心でかつ優秀な年金局長さんすらも、いろいろな問題があると言っておられるとおりです。だから、これについて、将来、社会保障省というふうな、各種の社会保障に関する基金の統一、事務的な、行政的な、支払い機構も含めた、そういう社会保障省といったような御見解を当然お持ちになつてしかるべきではないか。そのことについての大臣のひとつ御意見を承りたいと思います。

○國務大臣(齋藤弘吉君) わが國の社會假限制度がだんだん、おかげさまで進んで参つたわけでございます。また、これを諸外國に比べますと、非常に見劣りのするものであることは、率直に認めざるを得ませんけれども、おかげさまでだんだん進んで参りまして、その方面の仕事がかなり伸びて参りました。と同時に、今お話のように、各種の制度が、いろいろ沿革、事情を異にして発展して参つた關係上、非常に

複雑になつておることもいふまでもない事実であります。したがつて、仕事の運営の上から申しまして、そこに非常に複雑多岐にわたる問題があつて、能率を阻害する、あるいは公平の見地から申しましてもおかしいというような問題もございまして、是正を要する問題が多々あるわけでありますので、社会保障制度の、今後、堅実な、しかも合理的な発展をはかつて参りますためには、かなりその仕事はむしろかしくございまして同時に、重要であります。そういう意味におきまして、行政機構の問題として、社会保障省というふうなものを作つたらどうかという考

え方は、これは確かに、皆さんもおありだろうと思いますし、私どもとしまして、将来、そういう方向にいかなくちゃならぬのじゃないかというように考える方を、現に私はいたしておるわけでございます。今、具体的なものを持つておりませんが、制度が發展するにつれまして、やはりそういうふうな行政機構という問題も考えなければならぬのではないかと、こういうような考え方をいたしております。

また、いろいろな制度につきましても御批判でございます。これは、私どもも全く同じく考へております。いかにもいろいろな制度が並立しておつて、通算年金制一つとらえてみしても、非常に複雑めんどろなところがあるわけでございます。そういうことがございますので、だんだんと各種の制度間のあんばい、調整をはかつていくということが、この場合当然な事柄ではないかと思ひます。さらに進んでは、すべての制度

が、あるいは、一元化する時代が来れば、もつともよろしいのじゃないかというふうにも考えますけれども、なかなか、そこまでは容易にいかぬといったにしても、少なくとも、もつと整理する、もつと調整し、もつとあんばいするということについては、当面の私どもの課題として、これは勉強しなくちゃならないと思います。現に、政府部内におきましても、諮問機関等におきまして、御検討願っております。私どもも、やはりおくれないうちに勉強して参りたいと、かように存じておりますので、御了承いただきたいと思います。

○小柳勇君 私二つばかりお伺いしたいと思いますが、一つは、支給開始年齢の問題であります。今厚生年金に加入している労働者などから意見が出ておりますのは、支給開始年齢を五十五才に引き下げてくれないかという意見があります。私も検討いたしました。これには若干の問題もありまして、たとえば退職年金の引き上げなど、五十五才が妥当であるか妥当でないかということについては問題がございますが、そういう意見、要求が相当あります。その支給開始年齢の五十五才という要求があるにもかかわらず、この通算老齢年金の支給開始は、国民年金は六十五才、その他の年金は六十才となっております。この国民年金の六十五才については、しばしばここで質問もかわされましたが、この六十五才とその他の年金の六十才との五才の差、そういうものを将来どうされようとするか、これが第一です。

それからこの厚生年金の六十才の支給開始を五十五才になすというように検討がなされているかどうか、まずこの二点について質問いたします。

○政府委員(小山進次郎君) まず、あのほうの問題から申し上げたいと思いますが、先生も仰せのとおり、かつて五十五才であった支給開始年齢が、その後の検討の結果によりまして、この前の厚生年金の大改正の際に、全部の一致した意見に基づいて六十才になった。こういう経緯で現在の六十才という支給開始年齢になったわけでありまして、各国の年金制度を見ましても、やはり方向としては六十才ないし六十五才の間に支給開始年齢があるようにございますし、それから

国民の平均余命等から考えましても、これはやはり方向としては適當ではあるまいか、かように考えているわけでありまして、ただし、個人にとつてみると、またなかなかつらい面があるということも考えなくちゃならぬわけでございます。そういう意味合いにおきまして、厚生年金につきましても、将来の問題としては、やはり一種の希望に基づく繰り上げ減額制度というものを採用する、これは現在すでに公共企業体の退職年金制度で採用しているわけでありまして、また、国民年金でも今回採用しよう、こういうことにしているわけでありまして、そうしなければ、これは十分検討を経た上で結論を出すべきことであるべきけれども、方向として、厚生年金において、ことさらそれを採択しないという理由は希薄になるわけでありまして、おそろくそういうものが考えられる可能性は非常に強いと思います。そうなれば、五十五才と六十才との間隔という問題は、これは解決するわけでありまして、残の問題は、年金額が充実して参れば、おのずから適当に自然の調節がつく、こういうことになるわけでありま

す。

それから通算年金におきまして、国民年金から受けるものが六十五才、ほかのものが六十才となっておりますが、これは国民年金と他の年金とを合わせまして二十五年になった場合に受ける年金につきましても、ほかの年金に所属しておいた分は六十才から受け始めるのであります。国民年金の分を六十五才から受けるということ、それれぞれ固有の制度の決まりとそのまま同じになっているわけでございます。な

お、繰り上げ減額の制度のあります場合は、希望に応じてさらにその分を繰り上げることができ、こういうことになっているわけでありまして。問題は、国民年金と厚生年金との間に、六十五才と六十才というふうに五才の間隔のある点についてでございますが、これは社会保障制度審議会が答申をされる場合にも、すいぶん御検討になった問題でありますけれども、一つは、被用者年金の場合には、労働者は職を離れてしまつても生活の手段が全然ない。ところが、国民年金の対象には農民が非常に多いわけでありまして、ある程度稼業として生産手段を持ってやつてゐる。その意味において、実際に働ける間は長いというやうな事情が一つと、もう一つは、保険財政的な考慮でございますが、六十五才と六十才とでは、保険料に対する関係が非常に違つて参る、保険料はある程度低くしなくちゃいかぬ、こういうやうな事情から、六十五才ということになつてゐるわけでありまして。

○小柳勇君 そうしますと、公共企業体の共済組合年金の五十五才支給開始というものが、近い将来に六十才になるやうな構想はございせんか。

○政府委員(小山進次郎君) これは、さしあたりのところ、私どもの所管でありませんので、あまり立ち入ったことはいいがと思ひますけれども、私どもの承知しているところでは、少なくともこれを繰り上げよう、つまり五十五を六十に繰り上げようという考えは、関係者の間に今のところないやうに聞いております。

○小柳勇君 第二の問題は、この間説明された中で、老齢年金の受給率が非常にアンバランスがあります。違いがあります。まず、なぜこういうやうな違いが出るのかということ、厚生省の立場から御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(小山進次郎君) これは、結局一生の間に、どなたにも職場の移動、あるいは職業の移動ということがあるわけでありまして、厚生年金が非常に効率的な高い制度になっておりますのは、どの職場に行きましても、原則として五人以上の被用者を使つてゐる事業所に働いておれば、厚生年金という単一の制度の適用が受けられる。その意味において受給資格期間というものがフルに生きる可能性が非常に高いわけでありまして。ところが、それ以外の制度は非常に限られた範囲の人を対象にしておりますので、一生を国家公務員で過ごすとか、あるいは生涯を農業団体の職員で過ごすというものであれば満たされますけれども、農業団体の職員から今度会社、工場、のほうへ変わつていったということになると、そこで切れてしまふ。そういうやうな事情からいたしまして、範囲の狭いものを対象にしている制度は、効率が少ない。こういう事情から、農林漁業団体の退職年金制度がわずかに一割強程度の受給率になつてゐる、こういう事情でございます。

○小柳勇君 そうしますと、その保険料が相当あるわけですね。損得については何か見てありますか。

○政府委員(小山進次郎君) 今度の通算のほうは全部を生かすという前提でできておりますので、この通算の年金を受けるに必要とする費用というのは

どの制度の場合でも共通になつてゐるわけでありまして。その分だけをそれぞれの制度から出してもらつて、残りはそれぞれの人がそのまま退職一時金として渡してもらふ、こういう事情がある制度におきましては、今までもらつておつた退職一時金の六割か七割くらいが引き続いて受けられる。ある制度になると従来の退職一時金の五割程度しか受けられない。つまり退職一時金の額によつてその間の調整がついていく、こういうことでございますので、損得は全然ない、全部同じだと、こういうことになるわけでありま

○小柳勇君 厚生大臣に最後の質問でございますが、厚生年金をかけておつたたとえば駐留軍労働者などが退職いたしました、かけ捨ての年金が相当ある、私は資料を出すように再々要求いたしておりますが、概算しか出ておりませんが、私の記憶ではたしか七十億ぐらいあるのではないかと、この予測があるわけですね。そういうものについて、こういう際に特別に別途にこれを世に出して別途の使途を考へるべきだと考へてゐるのですが、そのやうなことにいつてのあるなし、もしあるとすればどうするか、こういう点についてまず大臣から、それから局長からお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(兼尾弘吉君) 私は、まだ事情をつまびらかにいたしておきませんので、政府委員からお答えいたさせます。

○政府委員(小山進次郎君) これは駐留軍の労働者に限らず、ほかの人すべてについてあつたわけでありまして、つまり二十年間にならないで職場を離れて

しまったという人の場合には、そういうことが非常にあり得るわけでありま
す。ただし、駐留軍の労働者として五
年間勤めてやめた。いかにもそれは
けがらなっているような格好のよう
ですが、その人がほかの会社なり工
場に就職したとすると、同じく厚生
年金の適用を受けておられますので、前の五
年間というのは現在の制度でも完全
に生きているわけでありま。その意味
におきまして、おそらく先生仰せのよ
うな問題は、その後勤めていたところ
が特殊なところではなく、厚生年金の適
用を受けるようなところであれば、そ
れは完全に生きていると、こういうこ
とになるわけでありま。

○小柳勇君 厚生年金適用の職場に就
職しておればそういうことがありま
す。多数の者が厚生年金の適用の職
場に勤めていないという報告を受けて
います。もしそのような正確な情報
が入ってこないといふれば、私のほう
でも調査しますが、ひとつ厚生省のほう
でも御調査願って、しかるべく処置
するように考えてもらいたいと思いま
す。

それから最後に、これは要望でござ
います。先般説明を受けて勉強して
おりますが、非常に広汎な問題であ
り、なかなかよく頭に入りません。こ
れは、ほかのこれに加入している組合
員の間にもそういう問題があるから
思いますが、PRなり、これをわから
せるために、いろいろの資料その他の
方法を講じていただきたいと思いま
す。

以上で私は質問を終わります。

○藤田藤太郎君 この前もちょっと聞
いたんですが、私は思想というものを

ひとつ聞いておきたい。この通算制の
思想ですね。他の年金から厚生年金に
手直しをして、そうして通算するわけ
ですが、死亡一時金というのは、この
年金でいくと、給付までのときには、
死亡一時金が出ますと、一回以上もら
うと死亡一時金はなくなりますが、そ
こで、その思想というものをひとつ聞
きたい。社会保障の中でこういう思想
はどうとらえられているかということ
が一つ。それからもう一つは、特に一
定の金額を順次復利計算してかけてい
くという実態と、それから一定の金額
を凍結してそこに持っていくという考
え方とに大きな差異が僕はあると思
います。だから凍結してそこに持っ
ていった場合に、一回でももらえば、死
んだらなくなってしまうということ
に私は大きな不満が出てくるのでは
ないか。だから一つ一つかけていくの
と同じ額になるであろうけれども、しか
し、凍結——一定の二十万円とか二十
何万円という金額になりますね、その
金額を凍結しておいて、一回分もら
う、死んだらゼロということに、私
はやはり通算の不満があるのではない
か。だからこういうものは手直しして
いかなければならぬと思うのだが、そ
の第一段の問題と第二段の問題を聞い
ておきたいと思いま。

○政府委員(小山進次郎君) 先ほども
申し上げましたように、年金はこれは
生存年金になっているわけでありま
す。老齢年金のほうも、したがって、
生きている人の生活を保障するという
ことに一番忠実な姿勢というものが、そ
のことに限る限りは一番効率的な高
い制度になるわけでありま。そういう
ような趣旨からいたしまして、厚生年

金も国家公務員の共済組合の退職年金
でも国民年金でも、すべて年金をも
らったあとに死亡した場合に、死亡
一時金というものは出さないと考
え方をとっているわけでありま。そ
うして、そういう場合に、今度遺族が
おつて生活に困ることのないように
いうことで遺族に対する年金という
ものを出す、こういう考え方をとっ
ているわけでありま。これについては、
先ほど申し上げたように、これには遺
族年金というものが転化することが今
のところない、そこが問題だとい
うのをさっき申し上げたわけであり
ま。その点が前回は申し上げた遺族
年金の問題と並んで、措置を各制度に
おいて講じていかなければならぬ問題だ、
こういうことになるわけでありま。

それから、あとからのお尋ねの問題
は、結局国民年金制度において毎月保
険料を納めていく人の場合と、保険料
を前納する人の場合の問題と全く同
じになるわけでありま。したがって、
あらかじめ必要な原資を最初に積ん
でおくのと、それから毎月納めていく
のとの間に別に損得はない、こういう
ことになるわけでありま。

○藤田藤太郎君 そのあたりが非常
に問題なんです。ほんとうは対象者に
してみると、問題になるわけなんです。
たとえば自分の生命をかけるわけは
ないが、被用者年金には遺族年金とい
うものがある。遺族年金のある被用者
年金から国民年金に一定の原資を凍結
して持っていく、一カ月か二カ月の
うちに、こつと死んだらゼロだとい
うところに問題がある。思想の関連性
において問題があるということなんです。

○政府委員(小山進次郎君) 私の申し
方が不十分だったと思うのですが、私
は大いに努力をしたというところを申
し上げていたものであります。ただし、
これは関係各制度がみんなその気持に
なつてくれないわけであつて、それ
が、結局その解決のためにはそれ
ぞれもう少し持ち分をふやすという
ことが必要なんです。老齢年金
が今度遺族年金に転化し得るために必

要な増加原資というものがあつて
あります。それは持ち出してもやはり
そういうふうにしてほんとうの国民皆
年金の実を上げようじゃないかとい
うところに関係各制度がいつてくれな
ければいかぬわけでありま。今の姿
とちがはず老齢年金についてはまあ
やつとこまで不承々々ながら持つて
きた、こういうわけでありま。次の
問題は、引き続いてそこまで持つて
いく、障害年金の問題についても同じ
ように解決をしていく、これが残され
た問題で、厚生省としては今後とも幹
事役として努力をしていきたい、こ
ういふこととさせていただきます。

○藤田藤太郎君 まあ法律ができる
と法律は一人で歩くわけですから、し
かし、その肝心の問題が法律の上に載
ていなければ、その政府や厚生省の
後やろうとしているのを考え方とい
うものは一つも出てこないわけだ
そうではない。だからこの法律が通
るときには何らかの形でそのような
問題点というものをびつと出して、
こういうものはやつぱり計画的にどう
処理していくんだという考え方が、私
はこの年金がきまつて歩くときには
いふ考え方が私は出てこないわけは
いふのじゃないかと思ふのです。だ
から、こういう質問をしなければなら
ぬことになつてくるわけなんです。そ
れで手つと早く言えば、それだけの
必要だといふことで逃げるだけでは
事はおさまらないといふことです。
手つと早く言えばそういうことだと
思ふ。そういうことだけでは事
はおさまらないのでありますから、そ
このところあたりはやつぱり計画の中
で、こういう計画でいくんだと、原資

七

の関係においてこれだけのこういう計画でいくんだという考え方が前へ出てこない、表面に現われた問題だけの法律が勝手に一人で歩いていくということになるわけですね。そのころあたりが皆さんの不満なところなんです。私もこれを議論すればたくさんありますけれども、まああまりいたしませんけれども、問題点だけは明らかにして置いて、そうして厚生省も、いろいろ問題が出てくると思います、他の被用者年金もあれば労災保険のいろいろな問題も関連してくるでしょうし、いろいろの問題が出てくると思いますけれども、しかし、生存をしている個々の人格の人そのものを社会保障によって守っていくというなら、それに合わせてあらゆる問題を——国民が今のようなことではもう非常に不満が出てきているところだけれども、そういうものをどういう計画で直して行くのかということだけは、やっぱり日々努力してこういふ計画でいくのだということだけはここではっきりしておいてもらわないと私は困る。きょうここでイエスかノーかという、この法律を変えるか変えないかという、今日押し詰まりましたから、そこまで議論はいたしませんけれども、しかし、そういうことは、いつ幾日にどうするかということだけはひとつ構想を出して置いてもらいたい、大臣。

○国務大臣(灘尾弘吉君) お尋ねの御趣意はごもっともだと思います。ただばらばらに年金制度があるものになるべくむだのないように被保険者のために有利にという趣旨のもとにこんな制度を作ったわけでありまして、その制度を作るに際しましていろいろ解決すべき問題があるわけだと思っておりますけれども、それが全部は解決し得なかったという、未解決の問題が残されているというのが先ほど政府委員が答えを申し上げました趣旨だと思っております。したがって、厚生省として、そういうふうな未解決の問題につきましてもさらに努力を重ねて各方面の御納得を得られる合理的なものに改善していくという方向で努力いたしたいと存じます。

○坂本昭君 次に、児童扶養手当法案について伺いたいと思います。最初に、生別母子世帯約六万世帯とありますが、こうした資料も法案参考資料には実はついていない。さらにその母子世帯の約六万の方の生活がどういふふうになり、その収入がどういふふうになり、あるいは就職がどういふふうになっている、あるいは生別の原因がどうなっている、こういうものを一括した資料をひとつ出していただきたく、この資料を出していただく約束ができ、今、簡単ならば説明がいただけるならば、これはもうそれだけで簡単に省略いたしますが、いかがですか。

○政府委員(大山正君) 母子世帯の数につきましては先般の補足説明で申し上げましたが、ただいまお話ししましたように、約六万世帯がこの対象になるわけでございます。それからただいまお話のありました各種の資料につきましては、去る昭和三十一年に行ないました資料があるのをごいいます。が、だいたい、五年ほどたっておりますので、実は本年、ただいまお話のありましたような調査を、あらためて五年目というところでやっております。年度

内にその集計がまとまるはずでございますので、その機会に新しい資料を差し上げるようにいたしたいと、かように存じます。

○坂本昭君 それではその資料ができたらひとつぜひ見せていただきたいと思っておりますが、次の問題は、この国民年金の取り扱いの問題の中で、生別母子世帯の問題が出てきて、現実の問題として非常に大きな役割、大きな要素を占めているということとでこの法案が出てきたのですが、どうも従来の児童対策といいますが、乳幼児対策と申しますか、特に灘尾大臣は前に文部大臣もされたので、そういう教育面と児童の保護育成、保育の問題等については専門家として一つのお考えを持っておられようかと思っておりますが、どうも厚生省の児童に対する考え方というものは、なるほど児童福祉法に基づいていられるけれども、この児童福祉法で対象とする児童という考えは、生活保護の対象としての児童、そういう面での取り上げられておって少なくとも近代的な感覚のもとにおける児童、そういう考えのもとに取り扱われていない、あるいは非常に強い。その結果たまたま生活の豊かな人たちは子供を幼稚園にやる。豊かでない人たちは保育園にやる。おのずから日本には幼稚園と保育園という二つの制度ができて、一方は文部省、一方は厚生省に所管する、こういう矛盾が生まれてきている。私としてはこの際、児童対策、乳幼児対策、こうしたものを根本的に改める必要があるのではないかと、そう思うのですが、これは大臣の御見解を承っておきたい。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 児童に関する問題でございますが、この問題の取り扱い方につきましては、私は坂本さん御指摘のとおり、従来いろいろあったと思うのであります。たとえば文部省のほうの側で教育というものをやっておりますが、その文部省のほうの仕事がだんだん年令的に下がって参りまして、そして学齢期以前の子供まで文部省が心配しなけりやならぬという方向が一つある。それからまた、従来は文部省のほうのシステムでは取り扱わなかった児童を、最近では教育の面において取り扱うようになってきた。こういうふうな傾向も出てきておるように思います。従来はそういうふうにいわれる学校教育ないし文部省系統の仕事として、未発達に属して参ります部分が生省系統において取り上げられてきたという沿革もあると思っております。どちらかといえば厚生省のほうはまず手をつける。それがだんだん進むにつれて文部省のほうの教育のほうは年令的に下のほうに下がってくる、こういうふうなことで、現実問題としてどちらが一体どうなんだというふうな御議論も起こるような事態になつてきておると思っております。この辺につきましては、今後の調整を要するものが少なからずあるように思っております。それから、いわゆる教育という面から取り上げていたほうがより適当であるというもののについては、これは文部省系統の仕事としてお扱いを願つて差しつかえないと思っております。しかしまた、そこまですきません場合には、どうしてもほつとけなないものは、厚生省が何とかしなければならぬという立場から手をつけざるを得ないということになつて

きますから、これはその問題の発展の過程において両者の間の調整をはかつていかなければならぬかと思つてます。幼稚園の問題、保育所の問題、これはだいたい古い問題であり、いまだに両者が併立しておるような形になっておる。そもそもの起りから申せば、保育所のほうはいわゆる勤労世帯を対象にして、まあ託児所という言葉で表現せられておつたものが今日発展してきています。この内容を見ますと、一がい託児所的性格のものでない、幼稚園的性格もすいぶん入つてきているものもあるかと思つてます。またその辺に關する相互の調整という点について、はつきりした整理がついていないというのが現状であらうかと思つて、私には両者の間においてそれぞれ特色を生かして、児童の教育あるいは児童の保育あるいは児童の保護ということに進めていくのが私どもの仕事じゃないか、かようにも考えておる次第であります。現状は御指摘のとおりにまだそこらが十分に整理されていない、調整されていないというものがあつたということ、私は私も認めるを得ないと思つては、お互いに譲り合いをしないとかなんとかということではなくて、ほんとに子供のためになるようなシステムが発展するように考えて参らなくちゃならぬと、かように存じておる次第でございます。

○吉武恵市君 ちょっと関連でおそれ入りますが、簡単に。今坂本委員から御指摘になった点は、実は私も非常に目ざから感じておる点なんです。こ

の点は文部大臣もおやりになり、厚生大臣もおやりになり、難尾さんのことですから両方の点はおわかりになつてゐると思ふのですが、今はお言葉にもあつたように、保育所は大体勤労者を対象としてやつてゐる。それから幼稚園のほうはそのでない面をやつてゐるというお話ですけれども、大体国民の大多数というのは勤労者階級なんです。その勤労者階級が保育所が充実しておればそこにやりたいのだけれども、充実しないからまあ近所の幼稚園にやるといふ面がかなりあると私は思ふ。それで保育所はただ子供を預ければいい、幼稚園は教育を主体にすべきだといふのは、それは観念的には分かれますけれども、子供を預ける身から見れば、託児所であつてもやはり教育に重点をおいて子供を預けるといふことではなければならぬと思ふのです。ですから、国民の側から見れば保育所であつても幼稚園であつても同じく子供を預ける者はよく預かつてほしい、教育してほしいという気持ちで、別に私は区別はないと思ふ。ですから、要するに、施設が充実してないから近所にある幼稚園にやるとか、あるいは近所にある保育所にやるといふふうな関係になつてくるのじゃないかと思ふのです。それで役所の関係は私もよくわかつてゐる。文部省は文部省の観点から見ていられる。それから保育所は厚生省のほうから見ていかれますけれども、やはり受ける国民の側から見ても、考えませんという、もう初期の時代はいいんですが、今日のようにほとんど大部分が勤労大衆で、そしてしかもそれは共せきである。そうすれば子供をどこかに預けたいという気持ちで

いっぱいなんです。それで、私は保育課長にも一度直接お目にかかつて話したこともありますが、もう今日のような状態になれば福祉関係というものは生活保護の対象といふところから手にした一つの大きい幅の福祉事業に発展していきときじゃないかと思ふのです。しかし、それはただ子供を預けるといふところじゃなくて、同時にそれはその内容においては教育の重点を置いていただいて、その点くどいようですけれども、私も非常に同感の感じがしております。

それからもう一つの点は、これは私は坂本委員と一緒に鹿兒島に行ったときに感じたことですが、労働紹介所のすぐ近所に保育所がある。ところが、その系統はどうかというところ、これは労働省が福祉事業の経費を持つて作つてゐるのです。厚生省じゃないのです。やつてゐる仕事は同じなんです。それで聞いてみると、施設も悪くないのですが、結局保育所が近所ないから紹介所に子供を連れて行つて、そこで預けて働かせる。そして帰つて夕方その子供を連れて帰つてくる。国民の側から見れば、厚生省の保育所であつたら、労働省の保育所であつたら、どこであつたら、安くて、そしてつまり安全に教育してあげるところを欲している。つまり施設が足りないからそういうものが出てくるので、これはひとつ、まあわれわれにも責任があります。とくとひとつ御考慮いただいて拡充をしていただきたいと思います。その点私も同感です。

○小柳勇君 今の関係で私も質問いたしますが、実はお昼に陳情を受け

たばかりで、十分に勉強してありません。また、担当局長にも連絡をとつてお聞きすればいいのですが、それもできませんが、福岡の遠賀市の市会議員が参りまして陳情したので、措置児童の取り扱いについて厚生省はもう少し、今吉武委員が言われたように、金をかけて生活保護の家庭であるいは失業者の家庭や貧乏人の家庭をもつてあつたかやつてくれと、したがつて、下の階層のほうにも少し金をかけてくれぬかというような陳情がございました。それで今全国的なものが私よくわかりませんので、ことし使つております予算と、それから措置児童の各ランクの費用を、それをまず御説明下さい。

○政府委員(大山正吉) ただいまの小柳委員の御質問にお答えいたします。現在本年度の予算におきまして保育所に措置しております児童一人当たりの費用は、全国平均で一月千三百円といふことに相なつております。これが地域あるいは保育所の規模によりましてそれぞれ異なりますが、平均いたしますと月額千三百円、父兄から徴収いたします金額は生活保護の階層をA階層と言つておりますが、これはゼロ、結局だといふことでございます。それからB階層、これは生活保護ではないが、市町村民税も所得税もあつたら、税金を一切納めておらないという階層でございまして、これは月額百円でございまして、それからC階層と申しますのが市町村民税は納めておるが、所得税は納めておらないという階層でございまして、この階層はC階層のうち所得区分によりまして月額三百五十円とそれから四百五十円と六百円とこの

三段階になっております。それからだいたいはお話がありましたD階層、これは所得税を納めてゐる階層でございまして、D階層は保育料も全額というところになっておられますので、平均すれば千三百円、地域と規模によつてそれぞれ違ふという建前になっております。ただいま御指摘のありましたのは、そのD階層が今後保育料の給与のアップその他でだんだん保育料が上がつていく、それを全額納めるのは非常に苦しいものがある、これをもう少し減額できないかという趣旨のお話であらうかと思ふのでございますが、私どもも今後保育料の給与等相当ベース・アップする必要があると思ひます。保育料もだんだん上がつて参りますので、所得税を納めておるD階層も分けて押さへるという措置をとることが適當である、かように考えまして、来年度予算におきましてはそれのような考え方で予算の要求をいたしております。

○小柳勇君 来年度の予算はありますが、D階層を二段階に分け、第一階層は千三百円と書いてあります。第二階層はリンク制と書いてあります。福祉協会の要求は最高千円にしてくれと言つてゐるのですが、それぐらいのことかできないものでしょうか。

○政府委員(大山正吉) 先ほど申し上げましたように、本年度におきましては全国平均が千三百円になっておりますので、本年度はそれで一応納めていけるという形になりますので、来年度以降は下の階層は取らない、千三百円中での下の階層は取らない、千三百円予算を考へておるわけでございます。

○小柳勇君 さつき吉武委員がおつしやつたとおり、託児所というのは一般には生活困窮者といふものか、幼稚園にやらない人がやる、あるいはちろん施設が近所がないのでという人もありますけれども、一般にそういふことですからABCなど分けても市町村民税の多寡などなかなかたいへんでございまして、国が金をかけて、今吉武委員がおつしやつたような方向に検討する意思はございませんか。大臣からひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(難尾弘吉君) 先ほど来吉武委員初めいろいろの御意見が出ておりますが、私は現在の保育所といふものについてはいろいろあると思つております。都市の保育所、農村の保育所等内容的に見ましてもいろいろ違つた点があると思ひます。で保育所であつても、幼稚園であつても、子供の健全な育成をはかつてゆく、子供を守つてゆくといふことにおいては、私は同様でなければならぬと思ふ。ただ、現実としてその子供を持つていらつしやる家庭といふものの生活の状態あるいは勤労の状態といふふうなことで、普通の幼稚園に預けるわけにはいかない、そこに何か特色のある施設を持つていかなければならぬというのが私は託児所なり今日の発展した保育所だと、こつちうふうに思ふのであります。いわばその子供さんを持つておられる家庭の状況といふところに区別があるわけでありまして、子供本位にものを考えました場合においては、これは両者同じだと、同じでなければならぬ。もしかりに保育所のほうに取り扱いの粗末な点

があるとするならば、これは改めなければなりません。また、かりに保育所のほうはむしろいわば社会福祉的な精神でもってやっていただく、幼稚園のほうは何か単なる教育的施設みたいなことでやってもらいたいという事になれば、むしろ幼稚園のほうに對してはむしろあたたかい取り扱いがほしいというふうなこともお願いしたいんじゃないか、その点は共通な要素があるかと思ふわけでありまゝ。だんだん発展して参りまして、ほんとに勤勞者の方の、たとえば夫婦共働きというふうなところの子供さんを預かることもあります。農村等に参りますという、実は幼稚園があらば幼稚園へ入れるというふうな家庭の方も一緒に保育所へやっておる。また、農村あたりでは幼稚園を作るよりも保育所を作ったほうが財政的にも楽だと、このようになつてくるから保育所の形において經營していただける面もある。したがって、幼稚園と保育所の間には非常な開きのあるものもございまして、中にはほとんど中身の同じものなどというふうなものもあるかと思ふのであります。そこらの実情につきましてもよく調べる必要もあると思ひますが、やはりそろそろこの幼稚園と保育所というものの二元的な行き方というものについて政府としても検討しなければならぬ段階じゃないかろうか、かように私は考へておる次第でございます。

ういうふうなきらいも私はなきにしもあらずだと思ふのであります。その意味におきましては、政府として、保育所における政府が負担すべき措置費と申しますか、そういうものの増額を今日まではかつてきておる、昨年もある程度やりました、今後この努力は繼續するつもりであります。また、職員の方に対する処遇の問題も大きな問題として現に取り上げられておるわけでございます。決してまだ満足すべき状態には至っておりませんが、政府としても、この職員の処遇改善についても現状を調べまして、それだけまた保育所なら保育所における措置内容というものが向上するようにやつて参りました、このようでも現に努力をいたしておるところであります。昨年来特にその点につきましては、厚生省といたしましては、一つの重点を置きましてやつて参つておるわけでございます。来年度以降におきましてもこの方向でもつともつと保育所の内容を整備する、また、保母さんたちがもつと楽しく働けるようにいたしたいというつもりで努力をいたしておる次第でございます。御了承をいたしたいと思ひます。

か田川とか、そういう地帯については緊急に考へていただきまして、子供を託児所に置いて母親が初めて仕事に出られる家庭もありまゝ。そういう家庭が心配がなく働けるような措置を緊急にとつていただけるように要請いたしておきます。

○藤原道子君 私は今の関連して、ひとつ保育所の問題、いま一点だけ伺ひたいのです。

大臣の先ほどの御答弁で、私は大臣の精神はよくわかつた。けれども、厚生省として将来の児童対策というものをどう考へてらっしゃるか。大臣がおっしゃるやうに、富める者と貧しい者との子供が差別があつちやいけないと思ふのです。児童福祉法ができることも、児童教育の一本化ということもございふん問題になつたのです。私も小ざいふん保育所というのですか、小ざいふん保育所として、その上になつたときに、学齡前一年ぐらゐを義務的に幼稚園幼児教育というふうにもつていくべきだと思つてゐるのです。大臣はどう考へていらっしゃるか。

○国務大臣(難波弘吉君) 教育については、教育行政を担当したことがあるというだけのことでございます。別段専門的な知識も何もございせんけれども、現在教育の方面から考へますれば、学齡前に達して小学校に入る前の子供につきまして、さらに教育的な手を伸ばしていき、あるいは言いかへますれば、年令をどこで限るか、いろいろ問題がございまして、いわゆる義務教育の年令をもつと下げるといふような方向についての検討は今日私は文部省方面においてはなされていゝ、かように考へております。

○藤原道子君 その児童教育の一年引き下げるということは、これはいいんです。しかし、今の幼稚園と保育所のあり方について私はこれを一本にしてほしいと思ふのです。問題は、幼稚園には、国立の場合の附屬なんかには、ずいぶん国家の費用が出てゐる。ところが、保育所には出てない。出てないというところは少ないけれども、国の補助としては少ないのです。そこで問題は措置費が非常に問題になつてゐる。高いのです。二人子供を預けた場合には二千元、三千円近いものを取られておると、働いてゐる母は働いてゐる金がほとんどその方へ取られてしまふというやうな状態にある。ところが、一面において保母さんの給与が非常に低いのです。保母になり手が最近なくなつてゐるのです。そういう場合に将来保育所の増設がずいぶん問題になつてゐるのに保母さんが得られないとなつたら一体保育所の運営はどういうふうになつていくおつもりであるか。保母の充足に對してどういうふうな考へを持つてらっしゃるか。これはずいぶん問題だと思ふのです。高等學校卒業してさらに二年學校に行つて、それで六千円だの七千円だのという保母さんの待遇で、これで保母のなり手がなくなるのはあたりまえだと思ふのですが、大臣、あるいは局長は將來の保母の充足をどう思つてゐるか、保母の手当をよくしていくというところにしなければ措置費を上げようというところになる。それでは保育所に預ける母の立場は非常に困つていく。だから国が幼児に對してのもつと根本的な対策をお立てになつて、国庫補助をもつと増大しなければやらないのじゃないか。ところが、一面において、今年の様子を見ますと、一カ所保育所を建てるのに予算が七十万円しか出ない。七十万円ではできませんか。国庫の補助ですね。ところが、予算は取つたけれども要望が多いから百カ所取つたもので二百カ所作らせるといふやうな方法をとつてゐるやに聞いているのですが、それではたして地方の要望にこたへておると考へてしょうか。もつとその点について大臣の御見解をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(難波弘吉君) だいたいは御質問ばかりでございますが、幼稚園については別に国からは助成はいたしておらないと思ひます。大学の幼稚園は国立だから別ですが、保育所については曲がりなりにも国のほうから援助をいたしておるわけでございます。これがつまり十分でないというところに先生のおっしゃる問題点があるわけですね。われわれもこの措置費の増額、実は私はこの間まで民間のほうの社会事業関係者の一人としてやつておりました、むしろ政府に向かつて措置費の増額を要望しておつた一人であります。ですから、この措置費の増額ということとは極力努力をいたしたいと思つておるわけでございます。

それから保母さんの待遇の問題、確かに私は現在の待遇ではお気の毒だと思つております。そういうことでありますので、特に本年度以来保母さん方の待遇改善ということについて、政府としても力こぶを入れておるわけでありまゝ。決してそれがまだ十分なところまではいってゐないと思ひますけれども、待遇改善の熱意を持つて政府はおるということ。それから保母さんの

養成という問題については、もつといふ保母さんをたくさん得られるようにという意味合いにおいて、当局においてもいろいろ検討いたしておるところでございます。ただ、この待遇改善の問題で私がさつぱらんに申し上げますと、最近公務員のベース・アップがあるというようにときには国会にもお願いをいたしまして、こういったところのところで働いておられる方々に対するベース・アップも同じようにやっていくことができておられるわけでありまして、現に先般の補正予算におきまして、国家公務員のベース・アップの予算を組みました際にも、この種の施設に従事しておられる皆さん方のベース・アップを同じようにやっていくというところで予算の補正をお願いしたわけでありまして、ただ問題は、国家公務員の場合には民間の給与というものが標準になつて、そうして国家公務員は上げるといふ形になっておりますが、残念ながら社会福祉関係等におきましては、どちらかと言へば、民間の施設の方が給与が悪い、その点に非常に悩みがあるわけでございます。一応七割なら七割上げるといふことも上げるといふことをやりましては、違ふところがある。さういふ点につきましても極力努力をいたしまして、何とか公私の施設の間にきまつても、待遇の問題についてあまり隔たりのないような方向に持っていきたいと思つております。今後努力をいたしたいと思つております。先生のおっしゃる御趣意は十分御了解をもちろんだらうと思つております。極力御趣意に沿うように努力をいたしたいと思つております。

○藤原道子君 もともと低いのですから、このままでいいつたていつたでも追つつかないんです。だんだん希望者がなくなるんですよ。検討している、検討しているといつても、いつまでたつても結論は出てこないんです。これでは近い将来に保母はなくなる、看護婦もなくなる、社会施設に働いてる人たちの志願者はほとんどなくなつていく。これで社会保障が充実していくことができるかどうか、これは非常に問題だと思つております。大臣は幸いにして非常にこの点については御熱心のように私は見えています。したがって、ほんとうに納得のいくような線を出して、子供たちの将来のために厚生行政として見るべきものがあつたという結論が一つほしいのです。私は保育所問題についてはもつともつと——何やら時間がありませんのでしやくにさわるけれども仕方ない。で、日をあらためてお伺ひいたします。

○坂本昭君 春のときと違つて三万円引き上げたときに伴う予算が幾らふえたかということ、扶養手当の支給事務委託費が幾らになったか、その単価がどうなつていくのか、これをまず簡単に御説明いたしたい。

○政府委員(大山正君) 一万五千元が三万円になりましたために必要な金額は八百四十三万円と推算いたしておりますが、本年度三カ月分の予算につきましても、既定の予算の範囲内でまかなえる、かように考えております。それから委託費につきましても、市町村の事務取り扱いにつきましても、一件当たり五十五円、これは国民年金の金額に合せております。それから郵便局を窓口にするわけでございます。

て、郵政事業の特別会計へやはり繰り入れることにしております。それは国民年金と同様、一件当たり三十円ということにいたしております。

○坂本昭君 両方とも非常に事務費が少くないことはまことに遺憾でございますが、次に伺ひたいのは、支給条件の中の父の廃疾、この廃疾の意味であります。これは四条件の三に別表として指摘されているその中に父の廃疾の説明があります。「身体機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静」この条件の中でお尋ねしたいことは、長期といふのは一体どの程度をいうか。それからこの中に精神に関することは、精神は含まれていくかどうかという点。それからもう一つお伺ひしたいことは、この支給要件の第四条件の五の「政令で定めるもの」ということの中にはどういふものが含まれてくるか。それから同じこの四の「父の生死が明らかでない児童」といふのはお父さんが長い間拘禁されている、そういうような場合は含まれるかどうかということ。さらにこれはもつと基本的な問題ですが、義務教育以前の子供に限定してはありますが、これを十八才以下にしないか、これはどういふことであるか。それから四条件の第二の四に、「六年を経過していない」といふ理由。それから九条件の所得制限、所得制限がたしか十三万円ですね。これは母子年金の場合には三十万円じゃなかったかと思つております。これは不公平ではないかという点。以上個別的に御説明いたしたい。

○政府委員(大山正君) 第四条件第一項の第三号にあります「廃疾」の内容は別表でございまして、この別表は国民年金の二級とそれから厚生年金の二級といふものをとつたのでございまして、十一号についての御質問でございますが、これは厚生年金と全く同じ取り扱いにしたい、かように考えております。したがって、やはり傷病になりまして三年たつてなおらないといふような場合に、これを適用するといふように考えております。

それから精神につきましても、厚生年金の取り扱いを引くくるんでございせんので含まないということになるわけでございます。

それから五号の「政令で定めるもの」につきましては、一つは父から遺棄されておるような場合。それから第二の場合といたしまして、御指摘のありました長期拘禁——法令によつて長期拘禁されているような場合には政令で定めるようにしたいと考えております。それから法律では法文上父といふことになつておるもので、法律文によつて子供、あるいは認知された子供に法律上は限定されるわけでございますが、政令におきましても、法律上の父に限らず事実婚に基づく認知を受けていない児童といふようなものもこれに含めたいといふふうに考えています。それからなお婚姻によらない児童、いわゆる未婚の母の母子状態にありますが、場合もやはり含ませるほうが適當ではないかといふように考えております。この点は特に衆議院社会労働委員会の附帯決議にもそのような趣旨のことがございまして、その点で考えて参りたい、かように考えております。

それから義務教育以前の子供に限つて、十八才にしないかといふことは、母子福祉年金と同じ条件にいたしたのでございまして。

それから第九条件の所得制限の十三万円につきましても、やはり母子福祉年金と全く同じでございます。

それから第四条件第二項第四号の「六年」といふ点も、これやはり母子福祉年金と同様でございますが、この労働基準法その他の遺族補償その他は六年分といふことで支給されているといふ建前からいたしまして、その支給されている六年間は支給しないが、それを経過した以後において支給する、こういう考え方をございまして。

○坂本昭君 もう一つ二十一条件の「事務費の交付」のところですが、「事務の処理に必要な費用を交付する」とこの必要な費用の範囲といふのは先ほど言われた一件五十五円と三十円ということなんです。

○政府委員(大山正君) 市町村に対してはただいま御指摘がありましたように、一件五十五円でございます。都道府県に対しては庁費、あるいは人を雇います費用、その他旅費——監督のための旅費といったさういふような事務費を交付するようになつたと思つております。

○坂本昭君 その内容はあれですが、今度の予算の中には盛り込まれておるわけなんです。

○政府委員(大山正君) 本年度予算として三カ月分組んでございまして、○委員長(谷口弥三郎君) それでは速記を中止して。

(速記中止)

○委員長(谷口弥三郎君) 速記を始め

委員長の手元に村山理事から国民健康保険の国庫負担等に関する決議案が提出されました。本動議を議題として、その趣旨の説明を求めます。

○村山道雄君 私、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表しまして、国民健康保険の国庫負担等に関する決議を提案いたします。決議案を読みます。

政府は、国民健康保険の現状にかんがみ、左記の事項について、措置すべきである。

一、国民健康保険に対する国庫負担をすみやかに大幅に引き上げること。

二、昭和三十六年度における医療費引き上げに伴う保険料増徴分については、本年度内において全額国庫補助の対策を講ずること。

右決議する。

提案の趣旨は説明を省略します。何とぞ御審議の上、御可決下さいませようお願いします。

○委員長(谷口弥三郎君) 本決議案に対し、賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(谷口弥三郎君) 全会一致でございます。よって本動議は可決いたしました。

この際、灘尾厚生大臣より発言を求められておりますので、これを許します。

○国務大臣(灘尾弘吉君) ただいまの御決議の御趣意につきましては、政府はもろろんこれを尊重いたしまして極力善処いたしたいと思っております。

○委員長(谷口弥三郎君) では、引き続き年金関係五法案の質疑を続行いたします。御質疑がもしあれば、それでは、ほかに御発言もなければ、これをもって質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないものと認めます。

次いで討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、御意見のありの方は、討論中にもお述べを願います。

○坂本昭君 私、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となつております国民年金法の一部を改正する法律案等五法につきまして反対の討論を行なわんとするものでございます。

その理由は、本年度から国民健康保険並びに提出制の国民年金が全面的に施行されることとなり、それに伴いかねてわれわれが全国的に反対の意思を表明し、かつこれを实际的な運動として展開して参りましたその結果、政府は今回一部の改正案を提出して参つたのでございます。なるほど若干の進歩はございませうけれども、残念ながら根本的な点におきましてわれわれの主張する国民年金法と相いれざるものがありますので、反対討論をいたす次第であります。

第一点は、依然として二十才から百円、三十五才から百五十円といういわば悪平等のこの原則が續けて行なわれているということです。また、支給開始年齢が六十五才から引き下げられて六十才にはなりましたが、このきわめて少ない年金額がさらに六十才支給において減額されて行なわれるというこ

の点。また、第三点は、いわゆる四十五年後における三千五百円支給という金額。なるほど先般の御説明によると、この三千五百円という金額は、四十五年度というものを目標としたものではないとされておりますけれども、いかに今日の実情において、特に池田内閣の所得倍増計画、高度成長経済政策の中におきましてあまりにも少ないという点でございます。

次の点は、積立金の自主管理の問題であります。膨大な積立金が国民年金のみならず、厚生年金保険においても今まで積み立てられてきておりますが、この積立金の所有権並びに管理権は、私はこれを積み立てる労働者や農民のものであると考え、そのために基本的な自主管理の組織並びに制度が樹立されなければならぬと確信をいたしております。そういう点におきましては、まだまだわれわれの賛成をすることのできない法律案の改正でございます。

さらに、福祉年金に關しましては、内容がやや改正されてきた点もありますが、まずその金額の少ないこと、特に政府の方針がこの福祉年金に重点を置いてこれを強化育成をするという、そういう趣旨が十分に徹底してない。われわれは、今日国民年金法はよい法とは認めていません。むしろ悪法ではないかとさえ考えている。しかし、この中で福祉年金だけは何とかして全力をあげて伸ばしていきたい、そう考えておりますが、今回の改正の中にもその点が十分に生かされていない。そういう点はまことに遺憾とするところであります。

次は年金福祉事業団法案についてで

ございます。従来、厚生年金保険の積立金並びに今回から積み立てられる国民年金の積立金、これらについてのいわゆる還元融資、これが厚生年金につきましては従来は五五割でありました。これが今回二五割に引き上げられて参りましたことは、いわば一つの前進ではあります。そうしてこのような過程の中から今回事業団が生まれてきたのであります。とはいいますが、の、わずかに二五割しか還元されていない現況におきましては百パーセントの還元を要求するわれわれとしては、とうていこれに納得はできないのであります。

次の点は、なるほど従来の厚生年金の還元融資は転貸の形式をとっておりましたのが、今回この事業団を通じて直接の貸付になったことは私は合理化されたということは認めます。しかしながら、いかにしても直接貸付の金額はあまりにもわずかで、また、その事業団運営につきましては、これについては委員会でもしばしば議論されましたが、理事長あるいは理事その他を通じて完全に民主化された形跡がない。あるいは今後われわれの意見に基づいて評議委員会を作つたり特別な運営委員会を作つて、この年金積立金に提出をして労働者や農民の代表者の代表も入ることになるでしょうが、現段階においては理事者の中に入っていない、加えられていないといふこともわれわれが強く不満に思うところでございます。今後民主的な運営をはかり、資金のワクを拡大し、また、利子も目的に従って安くする、こうしたことを将来に期待いたしまして、残念ながら現段階における事業団法に對

しては反対の意思を表するものであります。

次に、通算年金通則法案及び通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案につきまして反対の意見を申し上げます。

今回、多年の審議を通して、いわゆるじゅずつなぎ方式として一応論理的、實際的な体裁を整えて参りましたことについてはわれわれも了とすることとあります。しかしながら、本日もいささかふれましたとおり、通算年金を受給するための原資として従来の退職一時金相当額の中から必要な額が控除、凍結をされ、そうしてそれが通算年金を一期あるいはまた、その何分の一期でも受けるに必要な期間だけ生存して後死亡してしまえばその一期分あるいはその何分の一期分だけの通算金を受けて、それで済まないと、いわば死んでしまえばそれまでだといふ一つの根本的な問題が残っているものであります。かくて結果的には先ほども数字をあげましたが、三三ないし三七％の人が恩典に浴して、六三ないし六七％の人たちのいわば犠牲の上にこの通算年金という制度が立てられる不公平があくまで残っている、こうした点についてわれわれは賛意を表することができないのでございます。

最後に、児童扶養手当法案につきまして反対の意見を申し上げます。そもそも基本的には生別母子世帯の扱いにつきましては、これは国民年金の補充として今回生まれてきたのであります。が、考え方の基礎が「と国際的に新しい見地に立つて家族手当あるいは児童手当、こうした見地からこれは始まるべきではないかと考えるものであ

ります。でわれわれは、今日の賃金体系が年功序列賃金体系から、だんだんと能率給的になつてつある現実を認めます。そのゆゑに、たとへば最低賃金制についても、夫婦単位の最低賃金制を考えなければならぬではないか。そして定年制というものは、つきりして、六十才を定年とした場合、定年後の人たちは年金をもつて生活をさせる。そして定年以下の人たちは、夫婦単位の最低賃金の上に積み重ねられた能率賃金によつて生活をさせる。そしてその子供については、これを見童手当として完全な金額を支給する。これが世界の今日の情勢であります。したがつて、われわれは児童手当については、場合によれば最低賃金に必ずするところの四千円、五千円といった高額を出すべきである。にもかかわらず、今回の児童扶養手当法案におきましては、基本的な出発点が違ひ。さらに支給額もあまりにも低額で、月額児童一人八百円といふあまりにもお粗末な点でございます。

以上の点につきまして、私は今回の五法案につきまして反対の意見を申し上げます。その中でございます。

○相馬助治君 ただいま議題となりました五法案について、そのうち国民年金法の一部を改正する法律案並びに年金福祉事業団法案に対しては反対の意思を、残された三法案に対しては賛成の意思を民主社会党を代表して表明いたします。

まず、国民年金法の問題であります。自民党内閣がこの年金制度を考へ、老齢福祉年金を含む年金制度を実現せしめたといふことに對しましては、私はこれに對して率直に敬意を払ひにやぶさかではありません。問題はその内容であつて、一体現在の物価、それに自民党が申しておりますところの経済の高度の成長を意味する所得倍増計画、これら一連の政策と見合つた場合におきまして、はたして国民年金の支給額の現行三千五百円及び老齢福祉年金といふものが妥当であるかどうかといふことに對しましては、大きな疑念なきを得ないのでございします。したがつて、本改正にあたりましては、当然年金の一元化という抜本的な施策をその底としたしまして、これらの支給額について大體の改正を行なうべきことを期待いたしましたのでございしますが、その趣旨はここに成立をいたしております。したがつて、私どももいたし、本法の改正がきつめて善意の意思に基づきき方向に向かつていくことを認めながらも、本改正に對して残念ながら賛意を表しかねるものでありまして、反対をいたします。

はこれに對して率直に敬意を払ひにやぶさかではありません。問題はその内容であつて、一体現在の物価、それに自民党が申しておりますところの経済の高度の成長を意味する所得倍増計画、これら一連の政策と見合つた場合におきまして、はたして国民年金の支給額の現行三千五百円及び老齢福祉年金といふものが妥当であるかどうかといふことに對しましては、大きな疑念なきを得ないのでございします。したがつて、本改正にあたりましては、当然年金の一元化という抜本的な施策をその底としたしまして、これらの支給額について大體の改正を行なうべきことを期待いたしましたのでございしますが、その趣旨はここに成立をいたしております。したがつて、私どももいたし、本法の改正がきつめて善意の意思に基づきき方向に向かつていくことを認めながらも、本改正に對して残念ながら賛意を表しかねるものでありまして、反対をいたします。

次に、年金福祉事業団の問題でございますが、御承知のように、これらの積立金といふものは、被保険者や、事業主から集めた零細な保険料の集積でありますから、これをいかに運営するかといふことはきつめて重大であつて、その際、年金福祉事業団を作るといふことはきつめて適切であると存じます。しかしながら、問題は、その積立金の性格を考えますときに、本法においては二五％の還元融資を示しておりますが、これは積立金の性格をののからいたしまして、全額還付すべき筋のものであることは論を待ちません。しかもまた、この資金の性格からいたしまして、当然その対象には労働組合等をも含むべきものと思つたのでございします。しかもまた、その賃付の実態の運営、その他につきましては、きつめて民主的な運営がとられなければならぬけれども、この法案の示すところによつては、はたしてその民主的な運営が保障されるかどうか疑念なきを得ないので、われわれはこの事業団の今後の将来についてしばしば監視する必要があるもので、あえてこの際は、これまた残念でございしますが、反対をいたすものであります。

他の三法案については、賛成でございします。賛成の討論は省略いたします。

○委員長(谷口弥三郎君) 別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないことを認めます。

これより採決に入ります。

まず、国民年金法の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(谷口弥三郎君) 多数でございします。よつて国民年金法の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、年金福祉事業団法案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(谷口弥三郎君) 多数でございします。よつて年金福祉事業団法案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、児童扶養手当法案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(谷口弥三郎君) 多数でございします。よつて児童扶養手当法案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、児童扶養手当法案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(谷口弥三郎君) 多数でございします。よつて児童扶養手当法案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、通算年金通則法案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(谷口弥三郎君) 多数でございします。よつて通算年金通則法案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(谷口弥三郎君) 多数でございします。よつて通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔速記中止〕

○委員長(谷口弥三郎君) 速記を始めます。

○村山道雄君 私は、この際、ただいま可決すべきものと決定いたしました法律案のうち、四法律案に對しまして、各派共同の附帯決議案を付する動議を提出いたします。附帯決議の本文を読みます。

は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、児童扶養手当法案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(谷口弥三郎君) 多数でございします。よつて児童扶養手当法案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

第三十九回国会 参議院社会労働委員会 昭和三十六年十月三十一日における国民年金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は国民年金制度の重要性にかんがみ左記事項につきすみやかに検討すべきである。

- 記
- 一、各年金の年金額を大幅に引き上げること。
 - 二、老齢年金、老齢福祉年金の支給開始年齢を引き下げる。
 - 三、福祉年金の給付制限を緩和すること。
 - 四、保険料、年金額、給付要件、受給対象等すべての面において社会保障の精神に従つて改善すること。
 - 五、右の実現のため大幅な国庫支出を行なうこと。
- 二、特に左の事項については可及的すみやかに適切な措置を講ずること。
- 一 保険料の免除を受けた者についても、拠出年金を支給すること。
 - 二 年金受給要件に達しない者の実納保険料がその被保険者のものとして確保されるようにすること。
 - 三 各種福祉年金額を大幅に増額すること。
 - 四 老齢福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金、障害福祉年金、児童扶養手当等の本人所得制限額十三万円を十五万円以上に引き上げること。
 - 五 夫婦とも福祉年金をうける場合

合の減額制度については、これを廃止すること。

6 内科疾患に基づく障害に対しても障害年金、障害福祉年金を支給すること。

7 年金加入前の身体障害については、広く社会福祉施策の全体系のうちでその保障を確保するのみを考究すること。

8 老齢福祉年金、障害福祉年金における配偶者所得制限を緩和又は廃止すること。

9 拠出制年金未加入者にも福祉年金を支給する途を考究すること。

右の実現のため、国庫支出を増額して措置すべきである。
右決議する。

第三十九回国会 参議院社会労働委員会 昭和三十六年十月三十一日における年金福祉事業団法案に対する附帯決議

一、政府は、年金福祉事業団の資金わくを明年度以降において、大幅に増額するよう措置すべきである。

二、政府は、年金福祉事業団の融資対象施設の範囲を拡げ、住宅その他被保険者の福祉増進に資する施設をも、その融資対象とするよう措置すべきである。

三、政府は、年金福祉事業団の業務運営の円滑をはかるため、関係者をもつて組織する運営協議会のごときものを設置するよう措置すべきである。

四、年金積立金については、その特殊性に即した運用をはかるため、政府は明年度以降資金運用部資金

に、他の資金と区別して年金特別勘定を設けるよう努めるべきである。
右決議する。

第三十九回国会 参議院社会労働委員会 昭和三十六年十月三十一日における児童扶養手当法案に対する附帯決議

一、政府は、本制度の実施にあたっては、その原因のいかんを問わず、父と生計を同じくしていないすべての児童を対象として、児童扶養手当を支給するよう措置すること。

二、政府は、児童手当又は、家族手当につき世界各国が施行している現状を検討し、社会保障のためえに立つて実施するよう努力すべきである。
右決議する。

第三十九回国会 参議院社会労働委員会 昭和三十六年十月三十一日における通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、政府は、公的年金制度の被保険者の配偶者について国民年金が任意適用であるため、これらの者についての年金の通算が効果的に行なわれにくいこと、および現状において退職する女子被保険者が結婚等のために一時金を必要とするに堪がみ、将来の情勢の推移により、退職一時金又は脱退手当金と通算年金との選択については、これら期間経過期間について、この事態対処する適切な措置を講ずること。

二、政府は、通算措置により資格期間満了前に脱退する者についての従前の制度における不合理な点が必ずしも充分調整せられていない現状に堪がみ、すみやかに所要の改正措置をとること。
三、政府は、各種被用者年金を通算する基本となつてゐる厚生年金は、世界各国の例からみても又他の被用者年金と比較しても余りにも低額であるから、すみやかに大幅な改善措置を講ずべきである。
右決議する。

以上四法律案に対する附帯決議案の提案の趣旨は、説明を省略いたします。何とぞ慎重御審議の上、御可決下さいますよう、お願い申し上げます。

○委員長(谷口弥三郎君) それでは、村山君提出の附帯決議案四案を本委員会の附帯決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(谷口弥三郎君) 全会一致と認めます。よつて、村山君提出の附帯決議案四案は、全会一致をもつて、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

この際、灘尾厚生大臣より発言を求められております。これを許可いたします。

○国務大臣(灘尾弘吉君) ただいま全会一致をもつて御決議になりました附帯決議につきましては、政府は誠意をもつて検討いたしたいと存じます。

○委員長(谷口弥三郎君) なお、議長に提出する報告書の作成などにつきましては、委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認めます。よつて、さう決定いたしました。

○委員長(谷口弥三郎君) 次に、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(谷口弥三郎君) 次は、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案を議題といたします。修正案提出者石橋衆議院議員。

○衆議院議員(石橋政嗣君) ただいま議題となりました社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案につきまして、衆議院における修正部分について、その趣旨を御説明申し上げます。

本修正は、自民、社会両党の共同提案にかかものである、その内容を申し上げますと、中央社会保険医療協議会の構成員二十人のうち、公益を代表する委員四人の任命につきまして、さらに両議院の同意を必要とすることとしたこととあります。

その理由は、最近における医療費問題の混乱の現状に堪がみまして、以上の措置をとることによつて、公益委員の権威を高め、同協議会の公正妥當かつ民主的な運営をはかり、同時に、適正な診療報酬の確立を期し、ひいては今後のわが国の社会保険の伸展に役立たしめようとするものであります。以上簡単であります。その趣旨を御察察の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(谷口弥三郎君) これより質疑に入ります。御質疑のある方は、順

次御発言をお願いします。

○小柳勇君 石橋議員に質問するまでもないと思いますが、私どもはこの八、八、四の構成に対しては非常に疑問を持っておたわけですね。その四が、国会で議決するということによつて、どのように四と八とのウェイトを増すか、見解をお聞きしておきたいと思ひます。

○衆議院議員(石橋政嗣君) 私どももいたしまして、やはり三者構成であります以上、三者同数の委員をもつて構成すべきが妥当ではないかと考えたのでございますが、いろいろ事情もございましてこのような形になつたわけでございます。なほ、国会の同意を得るという形をとりますれば、今までも医師会あたりが問題にいたしておりましたように、直接厚生省の影響力を弱めることもできるんじゃないか。いわゆる、そういう意味において、公益委員の権威が高まるのではないかと、この意図を十分に持ちながら実は修正をいたしましたわけでございます。したがつて、人数の点では、ややわれわれ

といたしましたも率直に申し上げまして不満を持っておるわけでございます。現在このところ、この程度の修正しかできなかったことをひとつ御賢察願いたいと思ひます。

○相馬助治君 石橋議員に二点だけお尋ねしたいと思ひます。
この公益委員について国会承認事項といたしましたことは、この種諮問機関の中ではきわめて珍しい例のように私は考えるのですが、他の関係はどのようになつておるかということが質問の第一点です。
それから質問の第二点は、一口に諮

問機関と申ししても、社会保障制度審議会のうちに、日本の最高の知能の水準の者を集めて最高の答申を期待する性格のもの、それからただいま議題となっておりまゝ諮問機関のように、利害関係者の代表者を集めてその話し合いの場における公益委員としての性格を持つてゐるものと、これは明らかにその性格が違ふと思ふのです。そこで、厚生省関係の他の審議会等もある中で、特に本審議会においてのみ国会承認事項とした積極的な理由があらば承りたい。

以上二点、質問いたします。

○衆議院議員(石橋政嗣君) 二点の御質問でございますが、大体関連性を持つておるのではないかと思ふのでございませう。私たちがほうで、この公益委員を選ば際に国会の同意を得るというよりなケースは、ほかにはないのではなかつたかと思ふ。最初思つておりましたが、調べてみました結果、公企労法関係の仲裁委員会も大体これと同じような形がとられておるようでございます。また、その仕事の内容から見ましても、一面似たような点があるのではないかと。まあ、そう考えまして、大体扱い等につきましても公企労法の仲裁委員会の場合をそのまま今度の場合にも利用させていただいておるといふような形になつておるわけですね。すなわち、この中央医療協の場合も、三者構成——片一方は支払側、片一方は医療担当側と、利害関係が明らかに反する。したがつて、そういう意味で相殺される面がありまして、その中間に立つ公益委員の権限が非常に強くなるわけでございますが、これは仲裁委員会の場合の労使公益という立場とちよと似ておるの

ではないかというふうに存じておるわけでありませう。したがつて、この公益委員の権限を高めることによつて、従来のいろいろな紛争も幾分片づいて円満に運営されるのではないかというように考慮から、実はなされたわけでありませう。——今、仲裁委員会と申しましたのは、公共企業体等労働委員会の誤りでございませうので訂正させていただきますが、これを大体準用させてもらつておるような次第です。

○相馬助治君 訂正されましたが、仲裁委員の場合には一種の裁判権を持つてゐるので、これは明らかに違ふと思つてお聞きしたいと思つたのです。事情は違つてきまゝですが、労働委員の場合におきましても、三者構成で、その公益委員というものは仲裁委員会とは異なつておるものであつて、若

千今の説明は若しよくに考へるのです。が、とにかくそのことについて私は意見を申し上げておるのではないので、ただそういうふうな根拠によつてできたということが石橋議員の御説明によつてわかつたから、この点は了解します。

次に、先ほどの社会党側の委員の質問に対して、この制度が官僚勢力を抑へることになる。具体的に言へば、厚生官僚を抑へることになる。これは若千力関係でございませう。逆も、先般の某委員のごとき、野党側が必死の反対をしたのだけれども、あれこれ理屈を言つてゐるうちに、いつの間にか政府から出てきた原案どおりに通過して、わけのわからない形で承

認された例を御存じだと思ふので、これは何を言ふのだと言へば具体的に言ひますが、石橋さん御存じだと思ふのです。そういういたしますと、一体、この力関係でこの種の国会承認事項ということが、逆に厚生官僚の勢力を温存することになる危険性がないか、こういうことをおそれるのですが、一体、修正者はどういふふうに考へますか。もつとも、修正者の意思を離れてできた法律は、法自体が力を持つてゐるから、これは運営の問題でありませう。から、これは常識的に考へてそういうことも予想されはしないかということも修正者に対して率直に承つておきたいのです。

○衆議院議員(石橋政嗣君) 先ほど私答弁の中で申し上げたわけでございますが、従来この中央医療協のボーイコットを医師会がやつておりました理由の一番大きなものは、監督権を持つ厚生省が一面支配者側でもある、そういう厚生省の影響があまりに強過ぎて、一方的に結論が導かれていく可能性があるので、そういう医療協には入れないというふうなことを盛んに言つておつたわけですね。そういう点、私も率直に見まして、やはり指摘されるようなところが若干あるのじゃないかというところを懸念いたしておつたわけでございます。そういう懸念を少しでも薄めるためには、この際、国会の同意を必要とするといふふうにしたほうがいいのじゃないかと実は考へたわけでありませう。

国会の同意を得るような形にすれば、それでは厚生省の直接の影響が薄くなるかどうかという点、これはやはり国会議員たるわれわれが、今後、

十分運用上注意していけばできるのじゃないかと実は考へております。現在、衆議院の場合におきましても、各種の審議会委員を選ぶ場合に、ややつともすれば各省のひもつき人事になりがちな委員の選出にあつて、国会の良識ある超党派的な角度から、誤りのない人選をやらなくちゃいけないという気が非常に最近強くなつておるから、そういう面も今後十分に生かしていきたいと実は私も考へてやつたような次第でございます。

○坂本昭君 まず厚生大臣に伺いたいのです。今回の提出されたこの法案、いわゆる中央医療協の改組の問題、これは前任者の古井厚生大臣が最も苦勞された問題でありませう。そして私自身、ちよと古井大臣の任期中に、社会保障制度審議会の一員として、この問題には私自身も一生懸命、医療の合理化と民主化のために努力をいたしたつもりであります。

そういう点でまず伺いたいのは、この間、提案理由の説明をいただきましたが、社会保障制度審議会に諮問いたしますといふことについて、大臣は説明をされましたが、どういふいきさつで諮問するに至つたかといふことの実態をほんとうに知つておられたのかどうか、私は非常に疑問だと思ふのです。あの当時、医療費の問題は、これは昭和三十三年から健康保険法の一部改正のとき以来ずっと問題になつてきておる。さらに甲乙二表、一五%の引き上げの問題から、さらにだんだん深刻になつてきて、去年以来医師会と厚生省との対立はのびのびと進んでおる。そのときに、この社会保障制度審議会に諮問せざるを得なくなつてきて、ほかにいい解決方法はない、そしてまたこれは諮問するのが必要であるといふことで諮問をするに至つた。その間の経過について現大臣は十分に前任者の意図を受け、また、経過を認識しておられるかどうか、まずその点をひとつ伺つておきたい。

○国務大臣(瀬尾弘吉君) 古井前大臣が社会保障制度審議会に諮問を免ぜられるに至りました当時の事情、経過等につきましては、私は承知いたしておるつもりであります。

○坂本昭君 そうであつたとするならば、あとでまた重ねていろいろ伺ひませうけれども、ほんとうにこの審議会の審議された結論を厚生省としては尊重してゐるかどうか。また、ここにはいろいろと「すみやかに改組すべき旨の答申をうけたのであります」として、また、改正の第一点として、「社会保障制度審議会の答申の線に沿ひまして、云々」と書いてあります。みんな私から言つたらでたらめなことですよ。いいかげんなことではあります。なぜかと言つて、「すみやかに改組すべき旨の答申をうけた」とときにはこれは一つの答申じゃないのですよ。もう一つ大事な答申があつた。内閣に臨時医療報酬調査会を作る、そしてルールを定める。そしてもう一つ中央医療協議会も改組する。こうした二本立ての答申、そして医療制度の、特に医療費の合法的な算定等、医療費決定の民主的な運営、これが基本的な答申だったのですよ。ところが、この間の説明を聞くといふと何ですか、「すみやかに改組すべき旨の答申をうけた」とつたこれだけにしほつてゐる。私は、こ

うことは案に知らぬものをこまかすことであつて、当時の事情から言つて、これだけあげて理由とせられたというこゝと、説明せられたというこゝとは、私は非常に不満であつて、大臣は十分認識をしておられない、私はそう判断します。いかがでございますか。

○国務大臣(兼尾弘吉君) 私は、社会保障制度審議会の御答申につきまして私なりに尊重いたしておるつもりでございます。また、その社会保障制度審議会の答申が、ただいま御審議を願つております医療協会の改組に関する法案と、いま一つは医療報酬算定のルールを確立するための内閣に設置される調査会のほう、この二つの御答申だつたといふこともよく承知いたしております。これにつきましてはいろいろ御批判を受けて、私も各方面からおしかりを受けておるわけでございますが、御承知のように、古井厚生大臣が社会保障制度審議会の御答申を受けて、前の国会に医療報酬の調査会、それからこの医療協会の改組法案といふものを御提出になりましたわけでございます。その当時いろいろこの両法案については御意見があつたように伺つております。特に医療協会の改組法案については関係の向きから相当強い御反対もあり、御修正の意見もあつたように伺つておるわけでございます。国会末期の混乱の結果どちらも流れたといふことでございます。私その後古井大臣のあとを受けまして、この国会に臨むことになつたわけでございますが、私はやはり前大臣が前国会に御提出になりましたこの二つの法案をその趣旨に沿つて提案するつもりで出発いたしましたのでございます。ただ、前の

国会におきましていろいろ御意見があり、御修正も御希望もありということでございますので、そういうふうな問題について全然考えないで、ただ前のとおりだといふことを出しても、これはなかなかこの国会において御審議を願う上においても非常な支障を生ずるのではないかと、かように考えましたので、関係の向きとも御相談をし、また、検討もいたしましたわけでございまして、医療報酬調査会に關しましては今回の国会に提案すべくいろいろ相談をいたしましたけれども、ついに意見の調整を見ないで今日の段階に至つたといふことでございます。また、医療協に關する問題につきましては、これも坂本さんよく御承知と存じますけれども、いわゆるこれに關係する向きの支払ひ者側と申しますか、そういうふうの側の皆さん方が政府の案に不賛成であつたわけであります。ただ、肝心の医療費問題を論ずる最も大きな要素をなす片一方、すなわち受け取り側におきましては前からあのような反対があり、御修正の御意見もあつたわけですが、その点についていろいろ協議もし、検討もいたしました結果、私率直に申し上げますけれども、一つの話し合いの結果として原案を若干修正することが適當であると考えたのであります。その修正がいかに医療制度調査会の御答申と違つてゐるのじゃないか。こういう意味でまたいろいろな方面からおしかりを受けたわけでございまして、私として考えますならば、御諮問を申し上げ、御答申をいただくと、それに基づいてその趣旨に沿つて政府が責任を持つて考へる、国会に提案すべき行動に移つたといふ場合におきま

てその間にいろいろまた支障が生じてきておる問題があるといふふうな場合におきましては、もちろん政府がその答申の趣旨を没却するような案を作るとか、全くその根本から変えたような案を作るといふことはこれは政府としてとるべき態度じゃもちろんないと思ひます。しかし、その答申の大筋においてその答申の趣旨を尊重して若干の修正を加えて出すといふことは、これは現実の政治の場に乗つてきたものの取り扱ひとしましては御容認願へるのじゃなからうかと、かように考えたわけでありまして、したがひまして、今回の国会に對しましては医療報酬に關する調査会、これは私の所管でございます。これに對しましては、この医療報酬の調査会につきましては、ついに意見の調整を見るに至らずして今日に至つておる。医療協に關しましてはいろいろ話し合いをいたしました結果、私から申せば前の御答申を大筋においては私はそう狂つたつもりはないのであります。現実に、言葉が適當であるかどうか存じませんが、私としては受協をいたしまして、そうして、話し合いをつけて国会に出したわけでございまして、これは責任を持つて事に当たらないければならぬ私の立場といたしましては御容認願へることじゃなからうかと、こういうふうに考えたわけであります。見る人によりましていろいろ御意見もあろうと存じますが、私は決してこの社会保障制度審議会を無視するとか、輕視するとか、あるいはその御答申を根本的に変えるとかいふふうな心持でやつたのではないのでございまして、まあこれに對しまして

いろいろ御批判を受けて當惑いたしておるのが今日の状況でございます。○坂本昭君 確かにこのわれわれのことは、いたずらに法律を作ることではないのです。大臣言われるとおりに、生きた國民の生活を政治の上で動かしていくことであるには違ひないのです。だからその点で新任の兼尾大臣が苦勞をしておられる、そしてまた、われわれもこの医療費を算定しあるいは医療費を引き上げる、単価を引き上げるということについては、一部の人々が考へてゐる通りに厚生省と取り引きしたり、与党の一部と取り引きしたりすることによつてきめるということとは、これは絶対に私にはけしからぬことだと思ひます。それだつたら政治は要りません。国会も要りません。これは全く非民主的な政治であつて、そういうことは許すことはできない。だから、とりあへずはこの各關係者が民主的な一つの算定の、あるいは単価決定のルールの上に乗つてもうよううに政治的な交渉をし、その政治的な交渉が円滑に行くように法律を変へるといふ措置については私も反対するものではないのです。しかし、いいながら社会保障制度審議会に諮問をした、そういうしたその諮問の結果の線には当然沿うべきであつて、この先刻の提案理由の説明の中にも、三方所くらしいこの審議会というものが引き合ひに出されおる。ただ引き合ひに出されながら大事な点を抜き、ことに今も大臣は臨時医療報酬制度調査会が所管のことではないと、これは私は聞きがすわけにはいかない。というのは、厚生大臣が諮問をして、その結果として内閣に臨時医療報酬調査会を作りなさい、も

う一つは中央医療協議会を改組しない、一応厚生大臣の諮問に對して、所管は違ひけれども、別のところで一つの問題が答えが出てきてゐるわけですから、それに対して、所管が違ひから私は知りませんなどは言うべき筋合ひではないのであつて、それはもちろん大臣もこれは御承知のことだと思ひますので、ここではひとつ問題をきめていくためには、臨時医療報酬制度調査会がこれを厚生大臣にどうしろといふことは、これは確かに答申の責任をとれぬかもしれませんが、もしとれぬといふならば、これは内閣ですから、総理大臣なり、責任者出てきてもらつてこの際返答をいただきます。一体これはいつお出しになるつもりか、その辺は一応最初に諮問を發せられた厚生大臣として責任ある答申をいただけたらと思ひます。だから、答申がいただけないならば、場合によれば総理大臣までもらつて御答申をいただきたことにならぬかもしれませんが、この二つの社会保障制度審議会の答申した二つの問題のうちの臨時医療報酬制度調査会、ルールをきめるこの制度です。これはいつ新しい法律案をもつて国会に審議をお諮りになられるか、この際はつきりした御答申をいただきた。○国務大臣(兼尾弘吉君) 先ほどの私のお答えの中に、よけいなことを申し上げてかえつておしかりをこうむつたわけでございまして、決して私は医療報酬制度調査会につきまして、医療報酬に關する調査会に無関心なわけではない。最も関心を持たなければならぬ立場におるわけでございまして、この点は私の言葉の不適當な点は御了

承をいただきたいと思ふのであります。もちろんこの問題につきましても、実際問題として、この法案を出すか、出さないかというふうな問題につきましても、一番関係の深いのは私でございます。したがって、各方面の意見の調整等につきましても、私がむしろやるというふうな立場におつたわけでございます。形式は別といたしまして、そういうことでございまして、その点はひとつ御了承いただきたいと思ひますが、私は元来社会保障制度審議会の答申がありました考え方というものにつきましても、何の異存もございません。むしろあるべきだといふ考え方をいたしております。そこまでするにいかないにいたしまして、現に私どももいたしましては、医療報酬の問題を考えます場合に、現行の医療報酬についてはもともと合理的化すべきものもあるのじゃないか。もともと適正な資料のもとに報酬を定めるべき必要があるのじゃないかといふことは、これは考えておるわけでございます。さきにこれは非公式のものではございますけれども、私が受け取り側、あるいは支払い側の皆さんと御懇談を申し上げる際にも、今日、当面緊急正を要するものもあるが、それは政府部内でひとつ検討して医療協議会にかける。しかし、本則といたしましては現在の医療の実態でありまして、あるいは保険経済の実態でありますとか、あるいは国民の負担能力というふうなものをさらにお互いによく相談をして、いわば共同調査というくらいな心持でひとつ相談をして調査をして、同じに一つ資料のもとに協議を遂げて、適正な医療を求めていこう

じゃないかというふうな話し合いもあつたようなわけであります。したがって、内閣が権威のあるルールを確立するといふことで、調査会もでき、ここに権威あるルールを確立せられまして、それに基づいて医療協議会が具体的にそのときそのときに応じた適正医療費というものをを出していくといふこの考え方にございまして、私は何の異存もない、むしろあるべきではないかと思ふのであります。ただ、現実問題といたしまして、法律の作文はそれではできませんけれども、実際これを現実に移す場合には、関係の深い皆さん方のやりとり御協力がなければならぬ、また、御納得がなければならぬ、そういうふうな意味合いにおきまして、まだ機熟せずと申しますか、意見の調整がつかないといふことでございまして、私はその考え方にございましては、もちろんこれを尊重いたしておりますので、今後ともさらに検討を加えまして、あるいは意見の調整すべきものがあれば調整を遂げて成案を得て、何とかそういう方向に向かつて進むべきであらうといふ考えのもとに今日立つておるわけでございまして、その点はそういうに御理解をいただきたいと思ふのでございまして、医療協の問題につきましては、私といたしましては、なるほど社会保障制度審議会の御答申の趣旨に従つて作られた前回国会に提案したあの案ですね、あの案でけっこうだと私は思つております。むしろあの案で出そうと思つて努力をいたしたわけでございます。その間いろいろな事情によりまして、どうしてもそのとおりに出さず、どうして早くやはい医療協の改組

を行ないまして、医療協が円滑に運営できるような時期に到達したいといふ考えのもとに、多少の修正はこの際やむを得ないので、まずひとつ医療協の改組ができるようにしたい、こういうつもりで実は国会に提案する運びになりましたわけでございます。その間の事情をひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○小柳勇君 議事進行について。委員長、衆議院のほうも最終日で忙しいと思ひますので、委員長からお諮りになつて、衆議院の石橋代議士、滝井代議士がここに説明員としておいでですが、質疑がなかつたら御退席願つていいと思ひます。

○委員長(谷口弥三郎君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(谷口弥三郎君) 速記を始め

○坂本昭君 ただいまの大臣の御答弁ではどうも納得できない。それは臨時医療報酬調査会についてはこの関係の人たちのいろいろと了承を得るために努力したが、うまくまとまらないために今のところは提案されてない。しかし、何とかして早い時期に成案化して国会に提出したい、これはどうも社会保障制度審議会の答申した趣旨を理解しておられない。私は具体的な例として、イギリスのロイヤル・コミッティ、いわゆるビルキントン委員会の例を申し上げたいのです。イギリスの場合も、これはイギリスの保険医が総辞退をやると、そういう実力行使を前にして特殊な委員会ができて、それがビルキントン委員会として結成されて、三年間の実績の上から、イギリスの医師の

待遇についての検討を行なつた。そうして、たしかこれは去年のことでありまして、去年、イギリスの国会では、やはり医療問題が非常に大きな内容として討論されたことがある。これはひとつ大臣のほうでも御検討いただきたい。このビルキントン委員会というものは、これは医者だとかそういうものじゃない、これはイギリスの場合は、専門家の人たちが、いろいろな職種の人たちの経済的な待遇を検討し、そうして医療に従事する人とのバランスをどう定めるかといふことの検討を三年間行なつたのであります。日本では、まだ最低賃金さえできていない。そういう中で急にできるはずがないです。できるはずがないから、厚生省などに作つたんではまた間違ひを起すので、内閣に作つて、そうして一体どういふふうに考えたらいいかといふルールを、言いかえれば方向を、せめてそれから出発しようといふのです。だから、何も厚生大臣が、医師会や歯科医師会やあるいは労働組合やあるいは日経連あたりと相談する必要はないです。一体医師といふものはどう待遇したらいいか、医療行為といふものをどう評価したらいいか、そういう点で、これはフリー・トランキングの場としてこの委員会を作る。そうして、ルールというものは一日二日でできるものではない、しかし、これをやらなないといふと、これは医療協議会の今までの例を見てもわかるように、全く合理性と科学性を失つた、ただ力の、力と力のけんかになつてしまふじゃないか。だから、これをいつまでもたつてもやろうとしないといふところに、いわば厚生行政の、特に官僚制といふものが非常

に非難されるゆゑんがあるのです。でありますから、今のような難尾さんの御意見では、次の国会になつたつてこれを出てきてもいいのですよ。こういうことでは、話が違ふ。衆議院段階においていろいろと約束されたことは、私の聞いているところと話が違ふ。ちょうど今石橋さんおられますから、私は、そのことについて、石橋さんが御存じならばそれはひとつ漏らしていただきたい。今のようにならば、私たちはこの法案についての考えを改めます。

○衆議院議員(石橋政綱君) 私ども目下、社会面を話し合ひました場合にも、これは一つの条件になつておるわけですから。社会保障制度審議会の答申の中に盛りられておる臨時医療報酬調査会の法案が同時に提出されるということが、今度の場合出されたい。したがって、なるべく早い機会にこれを出すといふことを条件にしておるということをはつきり申し上げたいと思ひます。

なお、衆議院におきましては、この点厚生大臣からも約束をいただいておりますわけです。次の国会に出していただくといふことをまあ言明していただまして、そうして修正可決していることをあわせて申し上げておきます。

（おかし、さっきの大臣の答弁にはそれはない」と呼ぶ者あり）

○国務大臣(難尾弘吉君) この問題につきましても、政府といたしましては、国会に出します以上は国会の御承認を願ふような状態のもとに出したいと思ひます。現在の厚生省をめぐつておりますこの医療問題に關する情勢といふものは、しかく簡単に私はないと思ひます。そういう意味におきまして、俗にい

う根回しと申しますか何と申しますか、やはりいろいろな方面の了解を得て、そして御納得のいくところで出していくということではないと意味をなさないと、かようなこれは現実であつたのでございます。そういう心持をいたしておりますので、検討に日も費しておるわけでございます。成案ができましたら、もちろん国会に提出するといふことは当然のことでございますが、そういう意味で検討を続けておるといふ状態にあるといふことをひとつ御了解いただきたいと思ひます。社会保障制度審議会の御答申というものを対しまして、そういう現実問題といふことを考えないでただ国会に出すといふことについては、私はよほど考えなければならぬと思ひます。

○坂本昭君 それはちよつとまだ受け取れません。私が先ほど申し上げたとおり、このルールを作るといふことは、これは一番基本的なことで、今度の社会保障制度審議会が答申した中でも、非常に、何といひますか、高い次元における答申なんです。そうして、これはもちろん厚生省から、この前政府から二法が出されたときに、これは社会保障制度審議会でも再び諮問の対象になつて、相当な反対意見もあつたのです。これでは諮問の線に沿つていないという意見もあつたのですが、社会保障制度審議会としては何も学問を扱うところではないので、将来審議会の考へていく方向へ向くならばということ、不満ながらも一応了承した。その了承に対して医師会の人たちの一部の人、けしからぬと、われわれは社会保障制度審議会に席を置くことはできないといふような不満さえあつ

た。あつたけれども、社会保障制度審議会全般としては、現実といふものをにらみ合せて、この医療協議会の改組についての一応の原案を了承したのです。ところが、そのときには、やはりこの臨時医療報酬調査会といふのはついておつたのです。それを今のように、成案を得ましたならばといふことは、これは私は非常に審議会を無視するものではないかと思ひます。成案を得なければならぬのです。次の国会までに、この国会までに、これはどうしても成案を得て、得なければならぬのだから、その点を大臣が言わなければ、これはこれからのあと審議はなかなか困難だと思ひます。成案を当然、この臨時国会でもそうであつたのですが、少なくとも次の通常国会には必ず成案を出しますと、そういうことを言つていただかなければ、これは私は社会保障制度審議会の答申の線に沿つていない、いさうに、ここには線に沿つていないと書いてあるけれども、第一今度のこの法案を出すときも、社会保障制度審議会に諮問していい。していいために、この十月二十七日の新聞を見ると、前代未聞の、社会保障制度審議会からの意見書といふものが出ています。意見書といふものが、これは私は非常な責任問題だと思ひます。したがつて、ここでは私は国会の場ですから、意見書のことについては言ひませんけれども、今の臨時医療報酬調査会についてルールをきめるといふ、これを次の国会に出すか出さぬかといふことは、これは私は今この法案の審議についてのポイントでありますから、明確な責任ある答弁をひとつしていただ

かなければ、これ以上審議できません。○国務大臣(藤尾弘吉君) 先ほど来申し上げておりますように、私は社会保障制度審議会の答申の御趣意といふものについては異存はないのであります。まさにそうあるべきだと、こういう考え方をいたしておるわけでございます。しかし、国会に出しますにつきましては、やはり現実といふものをよくにらみ合せて、そうして現実に即したと申しますか、現実の上において成立し得る条件といふものを具備していかなければならぬと思ひます。そういう意味合いにおきましていろいろ検討いたしておるところでございます。その中で、私成案を得ればもちろん次の国会に出したいと存じております。しかし、成案を得る可得ないかといふことは今後の問題であります。そこで、必ず次の国会に成案を得て出すというだけの私は言明をする自信はございません。しかし、その御趣意につきましては私は十分尊重して努力していきたいと、かように考えておるわけでございます。さうに御了承いただきたいと思ひます。

○委員長(谷口弥三郎君) ちよつと速記をとめて。
午後四時五十九分速記中止

午後五時二十二分速記開始
○委員長(谷口弥三郎君) それでは速記始めて。
ただいまの問題はあとに回します。

す。御質疑のある方は御発言を願います。○相馬助治君 厚生大臣に一点伺いたしたいと思います、この環境衛生法ができてから、この法律案をめぐつて関係の業者及びこの法律によつて影響を受ける各層から種々な意見が出されておることは御承知のとおりです。しかし厚生大臣は、先般当委員会における施政方針の演説の中においても、環境衛生関係法案によつて律せられる業者の問題についても鋭意研究をして善処したい旨の発言がございましたが、この法律案が中野四郎君外十名の発議によつて出てきておりますが、なぜ本法案が着手できなかったのか、これらのことにつきまして事情を概略御説明賜わりたいと思ひます。

○国務大臣(藤尾弘吉君) この法律につきましては、関係業者の間にもいろいろ御意見もあり、御要望もあり、厚生省といたしましていろいろな検討をいたしておつたところでございます。元來この法律は、御案内のように、議員立法でございました法律でございますので、国会の方面におかれまして、この問題につきましてはいろいろ関心を持たれ、御検討をいただいております。厚生省といたしましては、この国会にこのように承知するのでございます。厚生省といたしましては、この国会にこのように法律案を提出するところまで準備は進んでいなかったわけでございます。目下検討をしておる段階だといふふうにお答えを申し上げます。とがあるように記憶いたしたのであります。さうな状態でございます。われわれといたしましては、準備整わずこの国会に政府側からとして御提案を

申し上げるところまで至つていなかった、ただ、問題点がいろいろありましたので、事務当局のところではいろいろ検討を重ねておつた、こういうふうな状態にあるといふことを御了承いただきたいと思ひます。

○相馬助治君 本法案がもとより議員提案によつてできた法律であるから、今般もまた議員提案によつて修正されたものであるという意味だけの答弁であるならば、これはきつめて不満とし、かつ、厚生大臣に対して叱咤しなければならぬのですが、準備ができていなかった、この率直に告白的な答弁をされたのでは、これはいかんともないがたいのですが、私はこの法律の持つきわめて重要な意義からして、この種法案については政府自身の責任において提案すべきものであり、そのことは議員立法を私は否定しておるものではないのであるから、議員から提案された場合には、早急にこれに歩調をあわせて厚生省の各種作業を進めるべきものであると、かように考えるのです。したがつて、この法律案について厚生当局はどのように考へておられるかといふことを次の段階において質問しなければならぬのですが、ここで提案者を代表して参つておられます藤本衆議院議員にお尋ねをいたしますが、ただいまの質問と同断のことであつて、本法を議員の発議によつて修正案を出すに至つた経緯について簡単に発議者を代表して承りたいと思ひます。

○衆議院議員(藤本捨助君) お尋ねの点に關しまして、ただいま厚生大臣から御答弁申したとおりでございますが、御承知のように、本法は昭和三十三年自民、社会両党の共同提案によりま

の基準は六種類ございます。それに基
づきまして認可されました適正化規程
が二十五ございます。現実にはその規程
が動き出しましたのが、本年の一月か
らでございます。したがって、
御質問の衛生基準が規定の運営により
ましてどのように変わつてきている
か、また、職員の手給等がどのように
なつてきているかといふことは、ただ
いま東京都の組合等につきまして実態
を調査中でございます。ここで申し上
げる材料を持っていないのでありま
す。

それから後段の福利厚生施設に対す
る規制命令、あるいは今回の改正案の
中にございます勧告の運用について、
昭和三十二年に出されました次官通牒
の趣旨をそのまま理解してよろしいか
といふことでございますが、私どもは
そのように考えているのでございま
す。これはたとえば生産カルテル方式
というような考え方が運用の基礎に
なつておりますが、この改正案も含め
まして、法律の趣旨に沿ひ、この審議
会の御意見を尊重いたしまして、通牒
の趣旨に沿つて適正な運営をして参り
たい、このように考えている次第であ
ります。

○衆議院議員（藤本捨助君） 現行法に
あります規制命令でございしますが、そ
れは厚生大臣あるいは都道府県知事が
出す場合におきましては、この適正化
規程が実施された、ところが、員外団
の事業活動が、当該組合員の営業に対
しまして、健全な運営を阻害するとい
ふことが第一にございます。

第二点といたしましては、これを放
置しますと適正な衛生処置の確保に支
障を来たすといふような場合が条件と

してございませう。その場合に大臣または都道府県知事の職権によりまして、その適正化規程を参酌いたしまして、適当に規制命令を出すということになつておりますが、さらにその前段の勧告でございませうが、それも同様な条件のもとに行なわれます。そういうふうになつております。

○藤田藤太郎君 ですからここに、アウトサイダーの規制からはずれる問題を指摘しておりますが、私が読みました昭和三十三年の通達ですね、ここに書いてあることを理解していいのですかということをお尋ねいたします。

○衆議院議員(藤本拾助君) 今お述べになつた特定の組合ですね、それに所屬する事業所といふか、事務所といふか、そういうような場所に設置する福利厚生施設でありまして、その利用が従業員に限る、それ以外の者に利用させない、それから今申しましたような当該組合員の健全な営業活動を阻害しない、あるいはまた、適正な衛生措置の確保に支障を来たさないというふうな場合におきましては、まず勧告はもとよりでございませうが、規制命令につきましても適用の一部または全部が除外されます。

○藤田藤太郎君 私のお聞きしたいのは、この通達にこまかく書いておられますから今ここに摘出されておる意味は、この通達に書いてあるような措置をとらうというおつもりですかということをお尋ねいたします。

○衆議院議員(藤本拾助君) それは今申し上げましたような限度がございまして、それによつて弾力性を持つて、逆に申しまして、員外の者に利用させておるとかあるいは当該組合員の営業の

健全な運営を阻害しておる、それからまた、適正な衛生措置を講ずるのに支障があるというふうな場合には一部または全部の規制命令または勧告の除外範囲外と思つております。

○坂本昭君 今の五十七条の改正問題について伺いたいのですが、これは厚生省のほうの行政的な意見を直接伺いたい。で、今回の改正案によりまして、特定の事務所、事業所の従業員のための福利施設、言わば企業内福利施設、これのみを従来どおり厚生当局の認定、言いかえれば厚生当局の裁量権によつて規制し得ることができるといふように改めてきております。で、各種の今まで同列に置かれておつた環境衛生関係事業の中から企業内福利施設についての扱いのみを若干優遇した改正になるのではないかと、これが考へられるわけなんです。そこで生活協同組合あるいは労働団体などでやつておる事業、こういうものとの関連について差別するということも是当でないというふうな思ひがありますが、今回のこの法改正に伴つて厚生当局としてはどういうふうな行政指導をされるおつもりか、この際伺つておきたい。

○政府委員(五十嵐義明君) 今回の改正案では、先ほど提案者の方から御説明がございましたように、特定の事業所あるいは事務所等でもつぱらその従業員に利用させる、員外者には利用させない、しかもその地域の該当営業と競争関係にない、こういうものについて従来もその取り扱い上特別の取り扱いをしておつたわけがございませうが、それはこの法律の建前から見ましても当然規制命令あるいは勧告の対象にならないものであるという考え方

からこれを第一段階ではずしておくと、いふに理解をいたしておるわけがございませう。そこで、第二段の問題といたしまして、地域的に同種の福利厚生施設があり得る場合に、それについて不当な差別待遇が出てははしないかという問題でございませう。これにつきましても、先ほど御質問にございませう。三十二年の通達の趣旨もございませう。これは運用上先ほど申し上げました計算カルテル方式といったような含みです。に審議会からも意見が出ております。それを尊重いたしまして、個々に検討いたしまして、不公平な処理のないように運営して参りたい、このように考えておる次第でございませう。

○坂本昭君 つまり、生協だとか労働団体等の行なう事業の場合でも、原価計算の結果、明らかに割引料金を設定することも可能なので、割引料金を基本的に容認する、そういう根拠が示されては、いけません。この点今回のこの改正にあつてはどういうふうにしていただけるか、その点については十分な配慮をしていただけるわけでありませうか。

○政府委員(五十嵐義明君) ただいまの点でございませうが、その福祉厚生施設におきまして、公正妥当な合理的な原価計算に立つた料金で、しかも同業との間にトラブルなしに運営できるといふ前提に立ちましては、ただいま先生のおっしゃいましたような弾力のある運営をしていきたいというふうな考えでございませう。

○委員長(谷口弥三郎君) それでは、別に御発言なければ、これにて質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませんか。

○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○相馬助治君 ただいま議題となつた環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案について、私は以下の条件を付して賛成をしたいと思ひます。

本法が持つ影響といふものは、国民生活に非常に大きなものであつて、本法が当初に期待したものは、国民衛生と直接関係のある業種が常軌を逸した不当なダンピングを中心として過当競争が激化せられて、各個の衛生措置が低下し、あるいはまた、その向上改善をはかることができずに施設全般の近代化の問題に反し、そのことが規定料金等についても各個ばらばらの姿を呈して、一方には業者自身一方には消費者に不利益をもたらすというふうな結果を来したしているのが現状でありまして、この際、本法を改正して、一つには同業者の組織の強化をはかり、一方消費者の利益を合理的に守らなければならぬといふことは明瞭であつて、当然責任ある政府が本法の不備の点をカバーして改正案を提案すべき時期がすでに来ていると思ひます。

○委員長(谷口弥三郎君) それでは、それが業者自身にとつても、一方消費者自身にとつても不利な姿となつて現

われておるのでございませうから、こゝういふふうな現状に照らして考えてみますといふと、同業組合であるこの組合自身もまた今日組合員の不満動揺を中心として、組織自体が崩壊を意味するやうな段階になつていて、統一を欠くやうな面があるといふことは、今、本法の持つ致命的な欠陥が現実に現われて参つたものであるとして、われわれはこれに対して関心を持たなければならなりません。したがつて、本法の改正が最

小限度中小企業団体に規定してゐる程度の確たるものにならなければならなかつたにもかかわりませう、その改正は若干部分的改正であつて、局面を翻案するやうな格好にあることは残念なことではあります。現在の段階において、政府自体が、そういう積極的意思を示さなかつたがために、与党である自民党、そして社会党、民社党、これらの政党が、この段階において、最小限のやむを得ざる改正を、本法によつて試みたのだと思ひます。本法は、当然、今後におきまして、適正化規程の自動的発効に関する措置であるとか、独禁法適用の排除に関する措置、先ほど提案者によつて、大體目的を達したと申しておりますけれども、この改正案をもつても十分であることは、後に証明されると思ひます。

○委員長(谷口弥三郎君) それでは、後で証明されると思ひます。なお、設備新設制限の問題であるとか、規制命令の自動的発効に関する問題であるとか、税法上の減免に関する措置等も含めて、この際政府自身が、この議員提案である改正案に満足することなく、将来に向かって調査を断行いたしまして、消費者のためにも、業者自身のためにも、本法の持

つ不備、不満を解消すべきものであらうと存じます。しかし、本法は一步前進という意味合いにおきまして、その方向に賛成をいたしますがゆえに、私は民主社会党を代表して、本法に以上申し述べた条件を付して賛成し、将来の抜本的改正を期待するものであります。

○委員長(谷口弥三郎君) ほかに御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(谷口弥三郎君) 全会一致でございます。よって環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成などにつきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

○委員長(谷口弥三郎君) 次に、医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に

関する法律案並びに医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案を一括して議題といたします。

御質疑のある方は、順次御発言を願います。――別に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにして、お述べを願います。なお、修正意見のおありの方は、討論中にお述べを願います。――別に御意見もなければ、これにて討論は終結したものと認めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律案並びに医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案を一括して問題に供します。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(谷口弥三郎君) 全会一致でございます。よって両法案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成などにつきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認めます。さよう決定いたします。

○委員長(谷口弥三郎君) それでは請願の審査についてお諮りいたします。

本日まで当委員会に付託中の請願は百二十件でございます。専門員の手元において整理せしめて参りました。が、案件が多数ありますので、便宜上さらに委員長及び理事においてあらかじめ検討を行なったのであります。その結果、議院の会議に付するを要し、内閣に送付を要するとの意見の一致を見ましたものを専門員をして報告いたします。

○専門員(増本甲吉君) 調査室で御採択をしかるべしと考えるもの、九十七件でございますが、ただいまお手元にお配りしました表に記載のとおりでございます。

○委員長(谷口弥三郎君) ただいま増本専門員から報告をいたしましたとおり、本委員会の決定いたしましたる請願は九十七件でございますが、これを本委員会が採択すべきものと決定いたしました。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(谷口弥三郎君) 速記をつけ

て。

○委員長(谷口弥三郎君) 次に継続審査要求に関する件についてお諮りいたします。最低賃金法の一部を改正する法律案につきましては、会期も切迫し、会期中に審査を終了することは困難でありますので、本院規則第五十三条に

よりまして、継続審査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(谷口弥三郎君) 次に、継続審査要求に関する件についてお諮りいたします。社会保障制度に関する調査、労働情勢に関する調査につきましては、従来より調査して参りましたが、会期も切迫し、会期中に調査を終了することは困難でありますので、本院規則第五十三条によりまして、継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長(谷口弥三郎君) 次に、委員派遣要求に関する件についてお諮りいたします。社会保障制度に関する調査、労働情勢に関する調査のため委員

派遣を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認めます。つきましては、本院規則第八十条の二により、委員派遣承認要求書を議長に提出しなければならぬことになっておりますので、その内容及び手続などにつきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(谷口弥三郎君) 速記を始め

て。先刻お話しがありました問題について厚生大臣からの御説明を聞きます。

○国務大臣(瀧尾弘吉君) 臨時医療報酬の調査会につきましては、提案の時期についての問題があるわけでありますが、先ほど来申し上げておりますように、今回は意見の調整を見ませんままに今日まで経過いたしました提案する運びにならなかつたのでござい

ますが、私は社会保障制度審議会の答申の御趣旨というもののについては、先ほど申し上げておりますように同感なんです。その趣旨のもとに調査会を作り、さらにまた、その決定せられたルールのもとに医療報酬が算定されるというふうな姿でありたいと思つておるわけで、そういうことでござい

ますので、決してこの医療報酬調査会の答申の趣意を軽視するとか無視するとかいう気持は少しもございません。大いに尊

重しておるつもりなんでございます。
そこで、その御趣旨に沿って関係方面との意見調整もととり、なるべく早く成案を得、なるべく早く国会に提案する、こういうつもりで努力して参りたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。

○委員長(谷口弥三郎君) 社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案を議題といたします。ほかに御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認めます。

討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

なお、修正の意見のおありの方は、討論中にお述べを願います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案を問題に供します。原案は内閣提出、衆議院において修正されました送付案でございます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(谷口弥三郎君) 全会一致でございます。よって社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正

する法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成などにつきましては、慣例によりこれを委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

速記をとめて。
○委員長(谷口弥三郎君) 速記をつけ下さい。

いよいよ本日をもって国会が終わりますが、明日午前十時に当委員室において委員会を開催いたします。それから十二月は、通常国会開会の前日に開催したいと思います。

なお、委員派遣その他については、あす御協議したいと思います。それでは、これをもって散会いたします。

午後六時二十三分散会

昭和三十六年十一月十日印刷

昭和三十六年十一月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局